

淀川水系流域委員会 設立会

議 事 録

日時：平成13年2月1日（木）9:30～10:30

場所：京都センチュリーホテル1階「瑞鳳」

進行(三菱総合研究所 恩地)

時間になりましたが、まだお見えになってない委員がお2人いらっしゃいます。お待ちする時間を利用して、配付資料を確認させて頂きたいと思います。

[省略：配布資料の確認・説明]

各委員の机上に、「発言にあたってのお願い」というウグイス色の紙を配付させて頂いています。議事録を作成させて頂きますので、必ずマイクを通してご発言頂きたいということと、発言の冒頭で必ず所属されている委員会または部会名と、お名前をおっしゃって頂きたいというお願いです。

それでは、委員が揃いましたので、よろしく願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 水野)

本日は、お忙しいところお集まり頂き、ありがとうございます。

ただ今から、淀川水系流域委員会設立会を開催いたします。よろしく願いいたします。私は、設立会の司会進行をさせて頂きます、国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川調査官 水野でございます。

設立会については、河川管理者が設置していますので、司会進行については、河川管理者である近畿地方整備局が行います。よろしく願いいたします。

開会に当たり、主催者を代表して、近畿地方整備局長 藤芳素生より、ご挨拶を申し上げます。

河川管理者(近畿地方整備局 藤芳)

ただ今ご紹介に預かりました、近畿地方整備局長の藤芳です。

委員の方々には朝早くからご多忙にもかかわらず、淀川水系流域委員会の設立にあたり、ご出席頂きましてありがとうございます。また、昨年までの建設行政、今年からの国土行政に関わります日頃からのご助言、ご指導に対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成9年に河川法が改正され、次の2点が変わりました。

これまでは、洪水から人命・財産を守るという機能と、飲み水等の水の利用が機能としてあげられていましたが、「治水」「利水」に加え、「環境」という概念を新しくくり出し、目的化したということが1点です。

もう1点は、河川整備計画を策定するにあたって、地域住民の方々のご意見を聴き、河川整備計画を策定していくという手法を導入しました。

本日の淀川水系流域委員会では、近畿地方整備局としましては、地域住民の方々の様々な意見をお聴きするという事です。特に、淀川水系におきましては、2府4県のいろいろな地域、そしてまた上流から下流の問題点があります。緑の山々の保全から、その水の恩恵に浴するとともに、一度堤防が切断されると大被害となる低・平地まで抱えています。様々な地域、また水との関わり合いで違ったご意見があろうとも思われます。

整備計画としましては、今後20年から30年の淀川水系の姿を描いていこう、その計画を立てていこうという事です。皆さま方の忌憚ないご意見をお聴かせ頂けたらと思っております。

淀川水系流域委員会に先立って、皆さま方から様々なご意見をお聴きする上で、地域の公平性を保ち、透明性、公開性を高めて淀川水系流域委員会を推進していく必要性を感じました。このため、芦田委員の座長のもと、淀川水系流域委員会準備会議（以下、準備会議）を設立いたしました。その準備会議の中で、淀川水系流域委員会の審議の仕方、考え方、進め方、公開の方法等についてご審議頂き、今年1月に答申を頂きました。

近畿地方整備局としては、準備会議から頂いた答申を基に、この淀川水系流域委員会を設置し、いろいろなご意見を反映させた形で河川整備計画を策定していきたいと考えております。

これからの様々なご意見、いろいろな角度からのお話し合いを通じ、淀川水系の、特に歴史と文化とに彩られた関西の21世紀の姿を見つめていく、そのような忌憚ないご意見を頂戴できれば幸いです。皆さま方によろしくご審議頂くことをお願いしまして、ご挨拶にかえさせて頂きま。ありがとうございます。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

続きまして、本日、出席して頂いている皆さまをご紹介いたします。

最初に、淀川水系流域委員会の委員の皆さまを、欠席者も含めて順番に五十音順で、ご紹介をさせて頂きます。

[省略：出席者の紹介]

それでは、議事に従い進行させて頂きます。最初に、淀川水系流域委員会の設立趣旨について説明させて頂きます。

[省略：資料「淀川水系流域委員会について」説明]

答申につきましては、準備会議の議長である芦田委員より補足説明等ございましたら、よろしくお願いたします。

芦田委員（委員会）

ただ今ご説明のように、準備会議の委員4人で答申書を作成しましたが、時間が足らず、準備会議の皆さまのご意見を十分反映できなかった箇所がございます。異例ですが、本日補足させていただきます。資料「淀川水系流域委員会について」26ページをご覧ください。

[省略：資料「淀川水系流域委員会について」26ページ説明]

これに関しましては、既に準備会議ニュース第5号を配布しており、答申の内容とともに、補足説明も掲載しております。ニュースの中で、本日補足するつもりであるということも予告しております。答申書と一体として動くようにと考え、補足させていただきました。この点、整備局の方もよろしくお願したいと思っております。

以上でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

ありがとうございました。整備局といたしましても、答申書の補足につきまして、十分に配慮して対応させていただきたいと思っております。では、引き続き、資料の説明をさせていただきます。

[省略：資料「淀川流域委員会について」説明]

以上が、設立趣旨等の説明内容でございました。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしければ、審議に入らせて頂きます。

淀川水系流域委員会規約（案）について、説明させていただきます。資料「淀川水系流域委員会について」の32ページ以降をご覧ください。特に、39、40ページにA3の資料がございます。これは、準備会議から頂いた答申書の規約骨子と、整備局で作成しました規約（案）とを比較したものでございます。

幾つか、修正している箇所がございます。文章表現上の問題や、準備会議審議骨子と答申書の規約骨子にギャップがある部分について、修正しております。規約（案）を順番に読ませて頂き、規約（案）の説明に代えさせていただきます。

[省略：資料「淀川水系流域委員会について」31ページ以降の説明]

この規約（案）は、了承が得られれば、本日から施行することにさせて頂きたいと思います。
規約（案）について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

概略説明をして頂きましたが、準備会議からの答申書の内容と大分変わっているように私は思います。

特に情報公開の趣旨が多少後退しているのではないのでしょうか。今回の基本的な改正の趣旨の中では、情報公開は非常に重要だと思いますので、規約（案）の表現は、ちょっとまずいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

ご説明いたします。資料「淀川水系流域委員会について」40ページをお開き下さい。

答申書では、「委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報については委員会で定める。委員会及び近畿地方整備局長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるようにする。」となっていました。修正して、「委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。」となっています。

答申書では、公開の仕方についていろいろと提言がありましたが、答申書の規約骨子の文章を読むと、「公開する情報は委員会で定めるが、公開する方法は閲覧だけ」と読み取れます。

公開の方法についても、資料20ページにありますように、答申書の中でいろいろな案が出されており、答申書の規約骨子でも、「委員会で公開する方法を審議するように」となっていますので、情報公開方法についても審議するようにとさせて頂きました。

また、情報公開について、「委員会及び近畿地方整備局長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるようにする。」となっております。閲覧だけをすればよいのではなく、答申書でいろいろな手法が提言されておりましたので、それらについて河川管理者も積極的に協力すべきですので、「前項で定められた事項について積極的に協力する。」と書き直しました。従いまして、後退というよりは、より大きく前進させた内容としたつもりでございます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

「積極的に協力する」という表現に問題があると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

今回、淀川水系流域委員会の公開については、淀川水系流域委員会のスタート段階から、淀川水系流域委員会自ら決定して頂くことが原則と考えています。

我々としても、「指示があったことは積極的に行う」という意味合いの「協力」で、断るつもりは一切ございません。ご理解を頂ければと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これまで、私たち住民側から行政と話をする場合、大概、このような曖昧な表現で断られるケースが多いのです。行政から、「これで積極的に協力している」と言われたら、それ以上、住民側は突っ込めないわけです。例えば、「委員会で決定したことは公開する」とはっきり示さないと公開にならないと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

委員の方々にご審議頂き、この部分について訂正がございましたら、その通りにさせて頂きたいと思しますので、よろしく願いいたします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

吉田委員（委員会）

日本自然保護協会の吉田です。

私も先程の点で確認しておきたいことがあります。規約（案）の「積極的に協力する」の部分ですが、情報公開をする主体が委員会であるならば、この「協力する」というのは、「整備局長は協力する」という形になると思います。しかし、公開する主体が委員会、整備局の両方であるということならば、この部分は「積極的に実行する」という文にした方がよいと思います。

私の意見としては、公開する主体は両方であると思しますので、「委員会が公開方法について定めるとともに、整備局長も積極的に実行する」と書いて頂いた方がよいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

「実施する」もしくは「実行する」のどちらがよいでしょうか。

吉田委員（委員会）

どちらでもよいです。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

「積極的に実施する」と変える案が出ましたが、他の委員の方々はいかがでしょうか。賛同が得られれば、そのように修正させて頂きたいと思います。いかがでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先程の寺川委員のご指摘は、規約が「協力」プラス「実行」になったとしても曖昧であるという点です。規約には閲覧等の具体的な行為を示した方がよいというご指摘ですから、寺川委員に具体的に閲覧等の行政の行為を提案して頂く方が、先程の議論に合致すると思いますが、いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は閲覧だけを言っているのではありません。全面的に情報が公開されないと、幾ら「住民の声や意見を求める」と言っても、「これは出せませんが、これは出せません」ということになるということを行っているのです。例えば、情報公開条例が滋賀県で現在施行されていますが、黒塗り部分が非常にたくさんあります。肝心な部分がわからないのでは、住民は判断しようと思っても判断できません。

今回の新しい河川法に基づいて、本当に住民が参加して、環境も含めてよい河川をつくっていかうというのであれば、何もかもとは言いませんが、「基本的には全面的に公開していく」とすべきではないでしょうか。

まして、この委員会で公開すると決まったものについては、整備局長が協力するのではなく、公開するというだけでなければ、問題ではないかと思います。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

地球環境関西フォーラムの榎屋です。

「公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める」とありますから、その辺りは、この委員会で議論して中身を決めるというやり方をすれば、十分ではないでしょうか。近畿地方整備局は「協力する」とか「行う」ということですから、それほど問題ないのではないかと思います。規約（案）には「委員会で決めればよい」と書いてあります。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

我々河川管理者としましては、情報公開することについては何のこだわりもございませんので、委員の方々がご審議頂いた表現方法で全く問題ないと思っています。我々としては、委員会の自主性と、私共の立場として全面的に情報公開していくという立場、この両方があると思いますので、その辺りは委員の方々がご審議頂ければと思います。

先程ご提案の、「実施」ないし「実行」という語句の変更ということであれば、それでも結構でございますし、また別の案があれば、変更して頂いて結構でございます。

今本委員（委員会・淀川部会）

この委員会そのものが公開ということですので、あまりそういう危惧はないような気がします。また、整備局長が「実行する」と言えば、整備局長が主体になるような感じがしますし、「この委員会がする」と言うのでしたら、規約（案）通り、「協力する」の方がよいのではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今のご発言ですが、第7条第2項では「整備局長は、前項で定められた事項について積極的に協力する。」という表現になっています。この表現方法は、私からしますと、曖昧です。第7条第1項で「委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法について委員会で定める。」とありますから、「委員会は、公開する情報及び情報公開方法について定める」と記すだけで十分で、第2項はちょっと違うのではないかと思います。

ですから、委員会で公開すると決まった場合、この条項を法律的に突き詰めて解釈し、整備局長が「全部公開する」ということであれば、それでよいわけです。しかし「積極的に協力する」という表現によって、「これを公開せよと委員会がおっしゃっているが、この点については、しかじかの事情でちょっと公開できません」となってしまう可能性もあり得るのではないかと思います。意見を言わせて頂きました。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

ホームページや閲覧等の、具体的な情報公開方法については、お金もかかりますし、他にも準備しないといけないでしょう。40ページの「協力」という文言は、多分、「公開の手段を協力する」という意味だと思います。それが誤解を生むようでしたら、この第2項を削除してしまえば一番すっきりすると思います。誤解を生むような表現はよくないと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

杓子定規を言うつもりではありませんが、この委員会規約の第1条をご覧頂きたいと思います。

今回の淀川水系流域委員会は、あくまでも整備局長が設置をされるという位置付けです。この委員会は単に、「学識経験者の意見を聴く」という位置付けでしかありません。

確かに、この委員会は原則公開で、もちろん河川管理者の方でも、「殆どの情報を、できる限り公開していく」という姿勢には間違いのないのですが、規約として明確にする際は、やはりこの位置付けを踏まえておかねばならないと考えます。

そうすると、先程から寺川委員が発言されているように、第2項の表現は、非常に曖昧です。代替案を示すならば、「整備局長は」という主語を変えないとすれば、例えば「前項によって委員会で定めた内容に従って情報公開する」とはっきり書くのがよいと思います。はっきり書いておけば、それで事足ります。「協力する」という表現では、何かややこしくなると思います。

法的には、最終的な決定権限はあくまでも整備局長にあります。ですから、整備局長が委員会を無視してやろうと思えば、法的にはできるわけです。

そこで、規約で明確に枠付けをしておくというのであれば、「委員会で決めた定めに従って、情報を公開する」という表現をすればよいのです。こうしてやることによって、委員の皆さまの疑問が解消するのではないかと思います。疑問を提起された寺川委員、いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

非常にすっきりして、誰が聴いてもよく理解できると思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

寺川委員のお話の内容とは直接的なものではありませんが、私がこの委員会に参加させて頂いた1つの重要な意味が、ちょうどそのテーマにもあります。

住民や行政の様々な方たちと付き合いながらやってきたこれまでの経験から考えると、情報を求める人には全ての情報を提供していくのが最近の動きで、また当然だろうとも感じています。

ただ、行政と住民は、これまでは対峙型でしたが、お互いにどれだけ信頼関係を築いていけるかというプロセスも非常に大事です。そこで少しの曖昧さが実体づくりのプロセスでの信頼関係を築き、確かなものとなるところでもあり、1つの根底にしながらやっていきたいと思っています。そして今後「これからどうしよう」ということも議論の対象に入ってくると思います。ですから私は、これからいろいろな分野で、お互いに信頼関係を築いていかねばならないと思います。ある意味、河川分野だけでは無理です。様々な行政、分野の人々とも連携をとっていかねばならないと思

います。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

寺田委員からのご指摘、それから塚本委員からのご意見もあり、情報公開の第7条第2項については、「整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。」に修正し、各委員からご賛同を得られればと思います。いかがでしょうか。

[全委員：賛成]

それでは、第7条第2項を「整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。」と修正させていただきます。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

規約（案）全体ではいかがでしょうか。

鷺谷委員（委員会）

第10条（雑則）の最後の字句ですが、「準備会議資料及び議事録を参考にする」となっています。これは「尊重する」の方がふさわしいのではないのでしょうか。特に、準備会議委員の皆さまにお伺いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

これにつきましては、提言にのっとりましたので、準備会議の委員の方々でご意見を頂けるとありがたいです。

芦田委員（委員会）

「尊重」して頂くと非常によいのですが、「参考」のままでも結構だと思います。淀川水系流域委員会は独自の主体を持っておりますので、「尊重しなさい」と言うのも、おこがましい気がします。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

では、今の部分については、原文のままでもよろしいでしょうか。

[全委員：賛成]

それ以外に、ご意見はございますでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

1点だけ明確に理解をしておきたいことがあります。この委員会の構成は、一般公募者を入れているという点が、今までの、いわばお手盛りの、自分たちで勝手に都合のよい人だけを選んでいる委員会や審議会と違うということだと思いますが、この公募の意味がよくわかりません。

例えば、私自身も「公募」とありますが、私は自己推薦したつもりがなかったので、どこから、誰からの公募なのかという辺りがちょっと理解できておりません。この「公募」とはどういうことでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

公募については、自薦、他薦がございました。第2回準備会議で「一般からも公募しましょう」という話が準備会議委員からありました。自薦、他薦を問わず、ホームページやニュースレターでご案内するとともに、新聞広告もさせて頂きました。その結果、100名近い方が委員候補者として挙がってきたと記憶しています。100名近くの公募者と、私共河川管理者からの推薦、準備会議委員からの推薦を合わせた審議リストを作成し、その審議リストを元に準備会議委員にご審議頂き、委員候補者を選出して頂きました。その審議リストに嘉田委員が挙げた方法が、自薦、他薦を含んだ公募であったということがございます。よろしいでしょうか。

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしければ、この規約（案）を承認して頂ければと思います。

[全委員：承認]

皆さまが頷いておられますので、規約（案）が承認されたということにさせて頂きたいと存じます。先程、第7条第2項を修正させて頂きましたが、修正を加えた規約（案）を、本日付で規約とさせて頂きますので、よろしくお願いたします。

これで設立会の審議内容は全て終わりました。これをもちまして、淀川水系流域委員会設立会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

以上

淀川水系流域委員会 第1回委員会

議 事 録

日時：平成13年2月1日（木）10:30～11:25

場所：京都センチュリーホテル1階「瑞鳳」

庶務（三菱総合研究所 恩地）

それでは、これより、淀川水系流域委員会 第1回委員会を開催いたします。

司会進行は庶務が行います。庶務は、先程の設立会で正式に担当することになりました(株)三菱総合研究所です。若干、フライング気味に準備を進めさせて頂いていたこともありますが、正式には今から庶務担当ということになります。私、関西研究センターの恩地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、委員の皆さまには、事前に検討を行えるように資料を送付させて頂いております。ただし、今回は資料準備が少し遅れましたので、直前に送付することとなり、申し訳ございませんでした。今後は、少しでも時間の余裕をもって資料を送付させて頂きたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第がお手元に配られていると思いますが、次第に従って進行させて頂きたいと思っております。

では、早速ですが、委員長、部会長の選出に移りたいと思っております。

先程の規約では、委員会委員の互選により委員会の委員長及び琵琶湖、淀川、猪名川の3部会の部会長を置くことになっています。

これについては、今回、事前に調整をして、「この方をお願いしたい」といったことは一切やっております。本日、いきなり引き受けて頂くこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、互選のお話し合いをはじめさせて頂ければと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

一般傍聴者として、準備会議に4回出席致しました。近畿地方整備局とともに、このような淀川水系流域委員会の立ち上げまでもってこられた準備会議の4委員の方々、その中で議長を務められた芦田委員が中心にやって頂ければよいと思っております。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

私もそれで結構かと思っております。芦田委員に委員長になって頂いたらと思っております。

芦田委員（委員会）

他に適任の方がおられると思いますが、これを断ると、私がやろうと立候補する方もおられないと思っております。委員の方々からご協力頂き、何とか務めさせて頂きたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

[全委員：拍手]

庶務（三菱総合研究所 恩地）

委員長は、芦田委員にお願いするということによろしいでしょうか。また、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長をそれぞれ決めて頂く必要があります。部会長についてもご意見を頂ければと思います。

芦田委員長（委員会）

私から発言させて頂いてよろしいでしょうか。

4人で連帯責任をもって進めるということで準備会議を進めてまいりました。その延長で、連帯責任をもって頂きたいと思います。準備会議委員の3人に、それぞれ部会長をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員：拍手]

芦田委員長（委員会）

幸いにも、各部会に1人ずつおられます。琵琶湖部会長は川那部委員に、淀川部会長は寺田委員に、猪名川部会長は米山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全委員：拍手]

庶務（三菱総合研究所 恩地）

ただ今互選頂きましたように、委員長には芦田委員、琵琶湖部会長には川那部委員、淀川部会長には寺田委員、猪名川部会長には米山委員と決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、ここで委員長になられた芦田委員にご挨拶をお願いしたいと思います。委員長席を会場中央付近に設けていますので、そちらにお移り頂いてからご挨拶願いたいと思います。部会長に決まられた委員の席には、プレートを設置させていただきます。

今日は、誰が委員長になるか、事前に全くわからない状況でした。いきなり議事進行するのも大変かと思い、議事進行（案）を委員長席上に置かせて頂いています。必要に応じて参考にして頂ければと思います。

[移動：芦田委員長]

芦田委員長（委員会）

この委員会は非常に大変な委員会で、上手く進めることができるかどうか、ちょっと自信もございませんが、改めまして、委員の皆さま、よろしくお願い申し上げます。

挨拶としまして、お願いしたいことも含め、私の川づくりについての思いを述べさせて頂きたいと思えます。

まずは、川づくりの基本的な考え方です。川というのは、我々人間にとっても生物にとっても非常に重要な空間で、様々な関わりをもっています。川は多面的機能をもち備えているのです。ですから、1つの視点で考え、川づくりをしたのでは、他に悪い影響が出てくるということが、当然起こり得ます。

従来、例えば治水なら治水の視点が非常に重視されました。それはそれでよいことですが、その反面、いろいろな生態系に影響を及ぼしてきました。これからは総合的に考えていくことが非常に大事だろうと思えます。しかも、治水と生態系の問題は、相互に矛盾することが多々あり、非常に難しい問題も含んでいます。いずれにせよ、様々なことを考える必要があるということが大切ではないかと思っております。

それぞれの分野を代表し、分野の専門家としてこの委員会に入って頂いておりますが、その他の分野についても思いやりをもって頂きたいと思えます。非常に口はばったい、不遜な言い方ですが、これは私自身に対する反省でもあり、私自身にも言いきかせているわけです。その点を是非お願いしたいと存じます。

現在だけでなく、将来についても影響が出てくるわけで、現在生活している我々だけよければよいというわけではありません。非常に難しい問題です。

次に、どのような川づくりをしていくかという手法ですが、委員が多くの分野から成る場合、いきなり議論してもなかなか噛み合わないのではないかと思います。まず、1つの共通の土俵づくりが必要であると思えます。その土俵づくりは、やはり客観的な情報を共有するということが重要ではないかと思っております。

現在、淀川水系において、どのようなことが起こっているのか、治水上どうか、或いは環境ではどうか等、いろいろな分野についての現状を客観的な情報に基づき把握するということです。しかも、これらは相互に絡み合っています。例えば治水上、水害の危険性のある場所を直す場合、それによってどのような効果があるのか、それが他にどう影響を与えるのかということを総合的な視点から考えていく情報を、先ず委員皆で共有する必要があるのではないかと思います。

近畿地方整備局は情報をたくさんもっているのですから、必要な情報をどんどん、ありのままに出してもらうことが一番大事です。また、それだけでなく、学識者がもっている情報、或いは地域住民がもっている情報等を皆で出し合い、それらの情報を共有することが必要です。お互いに情報を共有することができれば、1つの土俵づくりができたことになるのではないかと思います。

今後、どのような川をつくろうかということになると、これは人々の価値観により相当変わってきます。自由にどんどん意見を出して頂き、議論をし合うということが大切ではないでしょうか。議論を重ねることによって、1つの方向性は見えてくると思います。完全に一致するかどうかわかりませんが、それはそれで仕方がないと思います。できるだけ議論が噛み合うような形で展開していくということで、情報を公開・共有し、その上で、皆でよい川をつくろうとする同志であるという意識で、この委員会を進めていくことが重要です。

今後のスケジュールでございますが、1年半くらいで河川整備計画に対して意見を出せるかどうか、ちょっと不安もありますが、今、淀川水系で何が起きているのか、起きている事象間の関連、分析を的確に把握する必要があります。これまでの反省の上に立って新たにスタートするためにも、現状の的確な把握に会期の半分くらいは要するのではないかと思います。今後、このようなスケジュールでやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

次に審議を進めていくこととなりますが、委員会で何を公開するかについても委員会で決定し、委員会で決定した方法に従って公開するということになっています。本日は傍聴者の方々に来て頂いているのですが、規約に従えば、一旦、この場を退席して頂く必要があると思っております。しかし、準備会議の際も傍聴者は退席せず、着席のまま進行させて頂きましたので、委員会での審議についても、このまま引き続き着席して頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従い、これより審議に入りたいと思っております。芦田委員長、よろしくお願いたします。

芦田委員長（委員会）

では、ただ今から審議に入りたいと思っております。

まず、議題の第1番目、淀川水系流域委員会の情報公開について審議したいと思います。庶務より資料の説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

それでは、説明させていただきます。

[省略：資料 - 1 「流域委員会の情報公開について」の説明]

芦田委員長（委員会）

それでは、流域委員会の情報公開について、ご意見を伺いたと思います。

米山委員（委員会・猪名川部会）

最初に確認ですが、淀川水系流域委員会規約の第7条第2項は、正式にはどう変えたのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

「整備局長は、前項で定められた内容に従って、情報公開する。」です。

米山委員（委員会・猪名川部会）

どうもありがとうございました。

芦田委員長（委員会）

その他、ございませんでしょうか。情報公開は、非常に基礎になる大事なことです。方法についてもいろいろと資料に書いてありますが、ご意見をお伺いしたいと思います。

榊屋委員（委員会・淀川部会）

答申書の基本方針に、「流域委員会は、NGOを積極的に河川事業を担う主体ととらえ、NGOへの情報提供を積極的に行う」とあります。「NGO」という表現は、「NPO」とした方が適切ではないかと思えます。

NGOというのは、Non-Governmentalですが、NPOというのは、Non-Profitで、もっと範囲が広がります。最近NPO法案もできました。いろいろな団体がたくさんありますし、原則的にはNPOにした方が広がるという感じがします。

芦田委員長（委員会）

資料 - 1 には、「NGO」と「NPO」の両方を書いておいてもよいですね。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

両方書いて結構だと思います。NGOは、基本的にはNPOの中に入ることになると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

若干、ニュアンスが違う部分があるので、併記しておいて頂いた方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

そうですね。NGO、NPOと併記しておいた方がよいですね。そういたしましょう。

その他にございませんでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

かなりラジカルな意見ですが、問題があるということだけ指摘させて頂きたいと思います。

1ページ目下段、「会議の公開と運営」の3項目に、「準備会議の運営は、河川管理者と一線を画し、第三者的立場で民間企業が行った」とあります。官と民の関係から考えると、いかにも第三者的立場ですが、(株)三菱総合研究所がどういうプロセスで準備会議の庶務として選ばれたのか、プロポーザルなのか、コンペなのか、或いは単純に金額の入札なのかという点が気になります。

単なる入札ですと、志の高さや構想の中身に関係なく、金額で決まります。まして、ソフト事業は、大変評価しにくいところですから、そういう部分まで含め、どこまでラジカルに公開できるのかということがちょっと気になります。今年は(株)三菱総合研究所でしたが、次の年は入札で他社になるということはよくあることです。

「第三者的立場で民間企業が」という表現はいかにも公平、透明のように見えるのですが、その公平、透明を確保するための手法を少しご紹介頂けたらありがたいです。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

今回、どのように選定したかご説明いたします。

準備会議の庶務につきましてはプロポーザル方式でやっております。まず、どのような業者を選ぶかにつきましては、会議運営に馴染んでいるという観点で、「総合研究所」と呼ばれるところを4社選定し、プロポーザルの申し出をしました。結果として、3社からプロポーザルに対して応募があ

り、今までの会議の経歴、技術者の選定能力、会議運営内容について審査をし、最終的に(株)三菱総合研究所を選ばせて頂きました。

今回の淀川水系流域委員会については、準備会議でやってきた経験を踏まえ、(株)三菱総合研究所に任せて十分に問題ないということで、随意契約で委託させて頂いております。

従って、来年以降どうなるかについては、委員の方々が特に問題なければ、そのまま随意契約をすることになるのではないかと考えております。

以上です。

芦田委員長(委員会)

よろしいでしょうか。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

プロポーザル方式の方が、純粋に金額入札よりは、少なくともソフト事業ではよいと思います。それから、年度ごとではなく、ある程度、融通を効かせた随意契約により、事業の継続性を確保して頂くのは大変大事だと思います。

谷田委員(委員会・淀川部会)

随意契約でもよいケースもあると思いますが、来年の随意契約をそのまま自動的に認めるというのは、現時点では芳しくないと思います。毎年プロポーザルしてもらうのも、案外よいのではないかと思います。過去の経緯だけで、ずるずると同じ企業がやり続けると、全く改良がなされません。今回の資料の準備状況からいって、百点満点とは決して言えません。やり方は、委員会で多少議論して決めていくのがよいと思います。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会)

準備会議の委員を務めました川那部です。

これは大変大事なことだと思います。準備会議における庶務のやり方は、もちろん百点満点ということは世の中にあり得ないことですが、かなりの程度、よくおやりになりました。私の判断する限りにおいては、発注先である河川管理者の意見だけでなく、委員会の意見を特に中心に考えて頂いたという実績はあるという気がいたします。

これからのことについて、委員会でいろいろな意見を出すことは必要だと思いますが、準備会議から流域委員会に移る際の判断については、私が先程述べた通りです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

私も数年間いろいろなことに携わり、業者選定における公平性、透明性を確保できるような実態づくりについて考えています。準備会議のときから一般傍聴者として参加させて頂いたのですが、やはり、(株)三菱総合研究所はよくやっておられたと思います。一般傍聴者として発言させて頂き、それに対する対応等を考えると、とてもよかったと思います。期間がなくて結構忙しかったというところも、よく電話等での処理等で感じます。我々も川とまちのフォーラムとしてやっているのですが、ものをまとめたりすると、結構大変です。そういうことも考慮しますと、(株)三菱総合研究所はよくやられたのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

今のところ、非常によくやっているということですが、今後はどうなるかわからないということで、ずっと引き締めてやって頂きたいと思います。

その他に何かございますでしょうか。

吉田委員（委員会）

「ホームページ開設」とありますが、河川事業は国民のものであり、たくさんの方に興味をもつて頂く意味でも、非常に大事だと思います、会議の場に足を運べる方、傍聴できる方はどうしても限られてしまいます。

昨年、愛知万博検討会議を12回行いました。毎回インターネットで会議のリアルタイム中継を行い、全国の人たちはかなり関心をもちました。しかし、これは、かなりお金がかかります。1回200万円くらいかかるようです。そこまでする必要はないかもしれませんが、なるべく早く、淀川水系流域委員会のホームページを立ち上げて頂くことが重要だと思います。リアルタイムでないと、なかなか関心がもてないと思います。あまり内容を縮小すると、臨場感が失われますので、なるべく、どういう意見があったかわかるように掲載して頂き、たくさんの方が関心をもつようにして頂きたいと思います。これが第1点です。

それから、第2点目ですが、プレス発表について、委員会は全部公開しているわけですから、資料-1に書いてある通りでよいと思います。愛知万博検討会議のときも全部公開したのに、もう一回レクチャーして欲しいというリクエストがあったそうですが、それはちょっとマスコミの怠慢ではないかと思います。何がポイントだったかどうかは自分でメモしておいて欲しいと言いたくなります。マスコミの方全員が会場に入ることができないのであれば、レクチャーする必要もあるとは思いますが、それは必要に応じて判断して構わないと思います。

基本的に公開であれば、マスコミの方は、自分で重要なポイントを押さえて頂ければよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

準備会議でも情報公開については非常に努力してやってきたのですが、なお改善すべき点等ございましたら、ここでお願いしたいと思います。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

先程の基本方針のNGO、NPOの部分ですが、「河川事業を担う主体」の「担う」は、何となく事業を実施するような感じを受けます。表現上は、例えば、「関わる」の方が適切ではないでしょうか。この辺りはどうでしょうか。

芦田委員長（委員会）

河川事業という言葉がちょっとよくないと思いますが、川づくりのソフト面に相当関わりがあると思います。そういう広い意味で捉えると、一部を「担う」のではないかと思います。行政と民間等で、いろいろな役割分担があると思いますが、そういうこともこれから議論していく必要があると思います。事業というと、堤防工事等だけではなく、もう少しソフトなものまで含めた事業と考えれば「担う」という表現でもよいと思います。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

内容的にそういうことであれば結構ですが、「事業」と書いてあるので疑問に思いました。

芦田委員長（委員会）

記者説明は誰が出席するかということについてはどうでしょうか。準備会議は委員全員が出席していましたが、記者が誰もいない場合もありました。

尾藤委員（委員会）

準備会議では、記者説明の際に4委員全員が出席していらっやったのですね。

芦田委員長（委員会）

そうです、都合がつく場合は全員出席しておりました。

尾藤委員（委員会）

私は、大きな節目、或いは何か結論が出たというときには、全員の出席が必要かと思いますが、そうでない場合は、庶務だけでもよい場合があると思います。ケース・バイ・ケースで判断できるのではないのでしょうか。

ただし、先程の議論でもあったように、仮に記者説明をしないと決めたとき、例えばある会社が、「どうなりましたか」と取材に来て、「この件については記者説明しないということになりました」ということになると、ちょっとまずいという気がします。

芦田委員長（委員会）

記者説明をしないことはないと思います。準備会議では記者がいなくてもしたくらいですから。

尾藤委員（委員会）

開催日も記者説明のことも、事前に予告してあったと思いますので、記者説明はしてもよいと思います。

芦田委員長（委員会）

庶務だけで記者説明をやって頂くと、委員長としても非常に助かりますが、そうもいかないと思います。庶務と委員長にお任せ頂き、都合がつく人はもちろん出席して頂くということで、どうでしょうか。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

それでよいと思います。特に何か問題があれば、必要な委員を指名して頂く方法でよいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

最終の結論のときはちょっと別ですね。

芦田委員長（委員会）

そうですね。最終の結論のときは、委員全員に出席してもらった方がよいと思います。

情報公開については、よろしいでしょうか。

川上委員（委員会・淀川部会）

本日は設立会と第1回の委員会ということですが、関東ではかなり先進的に進んでいます。

多摩川の例を挙げますと、平成10年から多摩川流域懇談会を市民が中心となってはじめ、自分たちの河川整備計画の案を立て、京浜工事事務所とやりとりしながら2年後に多摩川流域委員会を構成してきたという積み重ねがあります。

ところが、この委員会の場合は、そういう積み重ねがなく、いきなり委員会が構成されています。従って、十分に流域住民の意見を汲み上げずにスタートしているという部分があると思います。

私も淀川流域の住民で、地域の特性に詳しい委員ということで参加をさせて頂いておりますが、私は地域住民の意見を代表してきているわけではありません。

メディアを利用した方法や、情報公開のいろいろな方法が列記されておりますが、大変だとは思いますが、そういう流域懇談会的な、下から積み上げるようなプロセスで、情報公開していくというやり方が、本当は正しいのではないかと考えています。

芦田委員長（委員会）

そのことについては、委員会、或いは部会で議論を進めていく上で、考えなければならないことだと思います。確かに、多摩川は相当長い時間をかけ、やっておられます。それを淀川では1年半でやろうとすると、これから委員会や部会を相当濃密に開催しないといけないと思います。委員の方々には相当負担もかかるとは思いますが、ひとつお願いしたいと思います。

委員会の過程において、住民意見の反映方法として懇談会を開催したり、いろいろなことをやる必要があると思います。本日はそこまで詳しく内容を議論できませんが、今おっしゃられたことは非常に大事です。是非、汲み上げていかなければいけない問題だと思っています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

初期的な議論をずっと積み上げている段階はよいのですが、議論が煮詰まっていく段階になって、社会的に非常に重要である、際どい議論になってきたときに、どの委員がどのような発言をしたかという色分けをされると困ります。

私の体験では、中海のときに揉めました。最終の委員会まで立ち会いましたが、その公開が非常に難しく、委員の名前は一切出さないということを最初に委員会で申し合わせました。発言内容は公開されましたが、発言者の名前は絶対伏せることが前提でした。発言者を公表すると、下手をすれば、委員が命を狙われるということもあり得ます。発言者の名前を伏せても、発言者の検討は大体つきます。

際どい話になってきたとき、委員として身の安全を保証されるのか、その辺りがちょっと気になります。

芦田委員長（委員会）

そういう事態が起こった場合はもちろん考えないといけないと思いますが、今の段階では積極的に全部公開していくということできたいと思います。しかし、問題が問題になってきたときには、発言者の名前を伏せるという希望があれば、もちろんそれはあり得ると思います。ただ、そうならないように願いたいと思っています。

よろしいでしょうか。それでは次に、庶務内容について審議をお願いしたいと思います。庶務より資料説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

資料 - 2 をご覧下さい。流域委員会の庶務については、規約第 8 条では、「委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が委員長及び部会長の指示を受けて中立的立場で行う。」ということになっています。

民間企業が近畿地方整備局からお金を頂きながら、中立的立場で庶務が行えるのかどうかという議論があると思います。

これまでの準備会議では、近畿地方整備局からいろいろな指示、要望等が出される場合がありました。それらの指示、要望は、準備会議の委員に全て情報としてお伝えし、その判断を仰ぎながら進めるという方法をとっていました。そういう意味で、当時の近畿地方建設局としても、「準備会議の委員にもその情報は全部伝わるので、変な指示は出せない」という緊張関係の中で、一線を画しながら庶務を担当してまいりました。今後もそのような関係でやっていければよいなと思っています。

三菱総合研究所は株式会社ですので、当然、他の受注案件も抱えています。そちらの心配をする中で、発注者の顔色を伺うことが絶対に生じないとは言い切れない部分があります。従って、どのようなやりとりをしているかを全て公開して、中立的立場を堅持させて頂きたいと思います。それができない場合には、委員からお叱りを受けたり、どこか違う民間企業に庶務を代えるというような指示をお出し頂いたらと思っています。

ちょっと余計な話もしましたが、準備会議答申書の「はじめに」において、「準備会議の公開と運営」について4つほど注意書きがされていますのでご参照下さい。

庶務がどのような業務をするかについては、今後の委員会で議論をして頂き、委員長及び部会長

から指示を受けるといって進めると資料 - 2 ではさせて頂いております。あくまでも流域委員会の委員に決めて頂きますが、当面、庶務は何をするかについてご指示を頂かないと、庶務としても動けないものですから、当面の業務内容を、準備会議に準じて、資料 - 2 に10点ほど内容を書かせて頂いています。

このような内容でよいかどうか、さらに追加すべきことがないか、ご審議お願いいたします。

芦田委員長（委員会）

何かご意見はございますか。

榊屋委員（委員会・淀川部会）

「中立的立場で行う」という言葉は必要でしょうか。中立的でないため、わざわざ、中立的と記していると解釈する人もいるでしょう。私は、このようなことは事実をもって語っていけばよいと思いますので、「指示を受けて行う」だけで十分だと思います。そういう点で言いますと、準備会議の運営は、河川管理者と一線を画すという表現も、一線を画していないのかと解釈する人もいますので、必要ないのではという感じがします。このようなことは、この委員会に出席して頂いて、事実を見てもらえばわかることです。

芦田委員長（委員会）

おっしゃる通りでございますが、今までの運営は、国土交通省が指示を出していたというのが普通です。ですから、今回は違うということを強調したいという意味で書いています。このようなスタイルが定着してくれば、このような文言は書かない方が健全であると思います。しかし、現段階では、文言を残しておいてもよいのではないかと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

明文化してある方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

中立的という言葉があたり前になれば、明文化しなくてもよいと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私も同じ意見です。今までの行政と民間シンクタンクの関係は、片方が全く黒子で主体が見えま

せんでした。その部分を敢えて出すというのは、社会のニーズに対して、今の段階では必要ではないかと思えます。

芦田委員長（委員会）

明記していなければ、以前と同じやり方ではないかと一般の人も受け止めると思いますので、もうしばらくはこの言葉を入れておきたいと思えます。

榊屋委員（委員会・淀川部会）

了解いたしました。

芦田委員長（委員会）

庶務の業務内容については、委員長や部会長が指示するということですが、この内容で取り敢えずはよいと思えます。もしも不都合があれば、また指示し直せばよいことです。特に議事録の作成については大変気を使って頂いております。庶務だけでなく、我々の方も相当時間をかけて見たりしておりますので、準備会議のやり方を踏襲して、特にまずいことはないと思えます。

どうでしょうか。他に特に意見がなければ、次に進みたいと思えます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

度々申し訳ありませんが、「3）当面の庶務業務内容（案）」の最後に何気なく書いている1行は大変大きいですね。委員会の指示に基づく作業で、「資料収集、分析、調査、現地視察など」とありますが、これはどこまでやって頂くのかによって大きくもなりますし、何もやらなくなる可能性もあります。その辺りの議論はこれまであったのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

具体的な問題が発生した都度、庶務に指示すれば、指示どおり動いて頂くということになっています。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。では、取り敢えず、そのような理解をさせていただきます。

芦田委員長（委員会）

準備会議のときは拒否されたことはありませんでした。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと議論が戻ってしまうかもしれませんが、先程規約の雑則で、「議事録を尊重する」に変更した方がよいのではというご意見もありましたが、それを「参考にする」のままで変更しないことになりました。準備会議の議事録を私共は見えておりません。委員に資料を提供して頂いておいた方がありがたいです。

芦田委員長（委員会）

今までの議事録を提供して欲しいということですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

どのような意見が準備会議で出されたのか、把握しておきたいと思います。

芦田委員長（委員会）

議事録の要約である審議骨子は、以前庶務から送られたニュースレターに書いてあります。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

準備会議の議事録は分量が数十ページにもなりますので、ニュースレターには掲載せず、ホームページに掲載しておりました。また、ご要望があれば、複写して郵送する旨、申し上げていました。

芦田委員長（委員会）

規約では、議事録を参考にするとなっていますので、参考にする資料がないと参考にしようがないので、今までの議事録を委員の方に送付してはいかがでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

わかりました。では、準備会議の議事録を全て送付させていただきます。

谷田委員（委員会・淀川部会）

多分、逐語の議事録だと思いますので、抄録を作って頂いて、見たいところだけを詳細に検討さ

せて頂く方が、資源と時間の効率的な利用だと思います。私は詳細にはまだ検討しておりませんが、ニュースレターで概ね理解したつもりです。

芦田委員長（委員会）

審議の要点はニュースレターに全部入っているので、議事録はご希望の委員に参考に見て頂くということでどうでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

それでは、事務的なご連絡もありますので、ご希望の方にはすべて議事録を送付するというような形にさせて頂くということでもよろしいでしょうか。また改めてご希望をお伺いします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。こだわりますが、「参考」になると、これから審議していく上で、準備会議でどのような意見が出ていたのかは必要になると思います。

芦田委員長（委員会）

議事録は一字一句、逐語訳をしておりますので、相当な分量になります。全委員に送付するのは、それこそ資源の無駄になる可能性があります。要点は全てニュースレターに書いてありますので、要望があれば、庶務より送って頂くということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、次に、淀川水系流域委員会の今後の進め方について審議したいと思います。時間もあまりありませんが、いかがでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

行政の組織としては非常によくわかりませんが、この委員会で審議する河川整備計画には、琵琶湖そのものは対象になっていないと理解してよろしいですね。

芦田委員長（委員会）

そうです。

谷田委員（委員会・淀川部会）

行政組織上の問題はありますが、琵琶湖そのものを無視した淀川水系流域委員会というのは、言

い過ぎかもしれませんが、殆ど成立し得ないと思います。委員会の価値が落ちてしまうと思います。その辺りの擦り合わせは、今後、事務局、或いは委員会そのものとして、あるいは琵琶湖部会として考えて頂く必要があると思います。さらに、行政サイドの方でも是非、ご配慮頂きたいと思います。これは、滋賀県の立場や自主性を縛るという意味合いは全くございませんが、研究者として、或いは流域に住んでいる者としての意見です。

芦田委員長（委員会）

了解しました。この後、部会発足会がございますので、部会の委員にも来て頂いています。部会発足会終了後、顔見せ、お互いに意思疎通を図るという意味で、委員会と部会の合同懇談会を開いてはどうかと考えています。いかがでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

本日は、14時頃まで時間を開けておいて頂くよう、委員にお願いしています。

芦田委員長（委員会）

部会発足会が済んだ後、14時頃まで合同懇談会を開催するということをお願いいたします。

それと、今後の委員会の進め方について、急にここで意見を求めることは難しいと思いますので、次回の委員会で議論したいと思います。私としては、できるだけ現在のもっている情報を次回の委員会で出して頂き、議論できればよいのではないかと考えています。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

先程、委員長からのご意見にもございましたが、河川整備計画を議論させて頂く前に、我々としても、皆さまと河川の現状や課題についての認識を共有させて頂くということが大事かと思っております。次回は、その辺りについて説明させて頂きたいと思います。

芦田委員長（委員会）

次回だけではなくて、説明には数回かかると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

治水・利水・環境面の現状と課題について議論させて頂くことになると、恐らく相当ボリュームがあり、説明だけで何時間かかるかわかりません。最初に、現状、課題の骨格、項目等を説明

させて頂き、その後、どう審議していくかを決めて頂ければと我々は思っております。

芦田委員長(委員会)

それでは部会発足の後、合同で懇談会を開催したいと思います。皆さまにおかれましては、時間の許す限り一言ずつでもご発言頂ければと思っています。

予定時間を過ぎましたが、これで第1回淀川水系流域委員会を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 恩地)

次に委員会を開くのか部会を開くのか、いつ頃開くのかを委員会の中で決めておいて頂かねばなりません。この後の懇談会では決められないと思います。あくまでも、委員会の中で、次の委員会、部会はいつ開くのかを決めて頂く必要があります。

芦田委員長(委員会)

いつと言われましても、日程は今直ぐには決められないのではないのでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 恩地)

例えば、委員会を先に開き、その後、部会を開く、或いは部会を先に開く等、当面のご予定を指示頂ければと考えています。

芦田委員長(委員会)

まず、委員会を開くことになると思いますが、いつ頃を予定するかということは、現時点ではまだ決められないと思います。

庶務(三菱総合研究所 恩地)

庶務としましては、3月中・下旬くらいに次回委員会の開催を想定しておいてもよろしいでしょうか。

芦田委員長(委員会)

後日、日程調整をさせて頂き、3月中に第2回の委員会を開き、その際、今後の進め方についてかなり具体的に話し合うということにしたいと考えています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

一度、委員会の懇談会的なものを開催して頂きたいと思います。今後20年、30年、それから現状に対して、委員の皆さまそれぞれが、どのような認識をもっていらっしゃるのか、何を求めておられるのかについて、本音に近い話し合いができれば、これからのよりよい実態づくりに近づくことができるのではないかと考えています。

芦田委員長（委員会）

懇談会については、本日、この後に開催したいと思います。先程言いましたように、委員会委員のみでなく、部会委員も含めた合同の関係者懇談会という格好で自由に発言してもらおう予定です。それでは、時間を超過しましたが、これで第1回淀川水系流域委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

これより10分少々、休憩を頂きまして、11時40分から淀川水系流域委員会の部会発足会と、先程決まりましたように、引き続き、委員会と3部会の合同懇談会の場を設けさせて頂きます。よろしくお願いいたします。

そのため、ただ今より、座席の配置転換を行いますので、配席表をご覧頂き、外側に用意しております席にお荷物を移動して頂きますよう、お願い申し上げます。

委員長である芦田委員とは、この休憩時間を利用して、控室「千寿」で簡単な打ち合わせをさせて頂きたいと思います。よろしくお願いい申し上げます。

以上

淀川水系流域委員会 部会発足会

議 事 録

日時：平成13年2月1日（木）11:40～12:40

場所：京都センチュリーホテル1階「瑞鳳」

庶務（三菱総合研究所 恩地）

部会発足会では議事録を作成させて頂きたいと考えていますので、お名前とご所属、部会であるのか委員会であるのかをおっしゃって頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

ただ今から、淀川水系流域委員会の琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の合同発足会を開催させて頂きます。

淀川水系流域委員会の設立会と同様、部会発足会の議事進行は国土交通省の方でさせて頂きます。司会進行は私、河川調査官の水野でございます。よろしくお願いいたします。

先ず、開会にあたり、主催者を代表いたしまして、河川部長の坪香よりご挨拶させて頂きます。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

近畿地方整備局河川部長の坪香でございます。

本日は、淀川水系流域委員会部会の設立にあたり、多数の委員の方々にご参加頂きました。誠にありがとうございます。

先程、淀川水系流域委員会が設立されました。当委員会におきまして、今後20年ないし30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画の策定に向け、委員の皆さまからご意見を頂くことになりました。淀川水系は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがる非常に広範囲の河川です。そのため、この委員会に先立つ準備会議におきまして、琵琶湖、淀川、猪名川の地域別に3つの部会を設立することが答申されました。

私共近畿地方整備局におきましては、この答申にのっとり、先程、淀川水系流域委員会を設立いたしました。本日、ここに部会を設立させて頂きたいと思っております。

河川整備計画は、具体の河川工事並びに河川の維持について定めるものです。ご審議に当たっては、必要な情報等についてはわかりやすい説明に努めるとともに、誠意を持って情報の提供をさせて頂きたいと思っております。また、できるだけオープンな場での幅広いご議論をして頂けるよう、お願い申し上げる次第でございます。

委員の方々のご協力のもと、淀川水系の河川整備計画がよりよいものになるため、私共も最大限の努力をさせて頂きますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

本日、ご出席の皆さまのご紹介をさせて頂きたいと思います。

[省略：委員紹介]

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

委員の方々のご紹介に引き続きまして、部会長のご挨拶をお願いしたいと思います。先ず、琵琶湖部会部会長である川那部委員からお願いいたします。

川那部部会長（琵琶湖部会）

本来であれば、現役の方がよいと思っておりましたが、ご指名を頂きましたので、しばらくの間、琵琶湖部会長を務めさせて頂きたいと思います。

この淀川水系流域委員会を、このような形でつくられたというのは大変新しいことだと思います。その点では、近畿地方整備局の英断かと存じますが、逆の言い方を申しますと、我々の責任がかなり大きいということに、改めて気がついております。国土交通省の河川の仕事は、総論としては河川法の改正前から、かなり様々なことができ上がっており、上手く機能しているところがあると思うのですが、各論のところは、どうもうまく行っていないということ、以前どこかで口走ったことを覚えております。

このような委員会を行うということは、我々が過去、「 がやっているのは、 が悪い」とか、「 を すべきであるが、していない」という批判的な言い方をしてきたものが、それで済ませることができなくなってしまったということです。我々が委員会で、いろいろなことを考えていかねばならなくなったという点で、荷が重く思いながらも、皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。

一言、余計なことを言わせて頂くと、淀川水系流域委員会で審議する範囲には、琵琶湖そのものは対象になっていません。しかし、先程の委員会である委員がおっしゃったように、琵琶湖全体を全く考えず、国土交通省の直轄管理区間のみを考えるということは、やはりできないと考えます。ワンクッションあるということ意識しながら、やはり議論には琵琶湖自体も考え、琵琶湖・淀川水系全体を考えるということで進めていくのが適当ではないかと思っております。

最初に勝手なことを申し上げさせて頂きました。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

引き続きまして、淀川部会部会長、寺田委員よりお願いいたします。

寺田部会長（淀川部会）

私事でございますが、私が弁護士になり、ちょうど今年で満30年です。30年間、弁護士の仕事以外に、公害環境問題を自分のライフワークとしてやってまいりました。主に在野の立場から、現場を踏まえ、国や自治体に対する法的な政策論、立法提言、政策提言を検討するという作業をずっとやってまいりました。今回、ご縁がありまして、準備会議の委員をお引き受けすることになりまして、芦田委員長をはじめ、3人の委員と一緒にこの委員会の発足のための作業をやってまいりました。他の審議会の委員になっているという立場はもちろんありますが、今回のように委員会を主体的に作っていくというところからはじめた委員会は初めての経験でした。

このようなことができるようになったのは、やはり時代の流れかなという感がいたします。特に河川の政策に関しましては、平成9年の河川法の改正は、法的には非常に画期的な部分が入っておりますが、法律の中にはあまり詳細に書いていません。

そのようなことを基本にして、この委員会が発足できました。これが本当に実のあるものになるかどうかは、私も含めこの委員会で選ばれた委員の皆さまが、本当にどの程度のことができるか、また法が改正されたその精神を踏まえ、河川管理者がどのように真摯に受け止め、それを実現していくかということに関わっていると思います。

そういう点では、先に発足をして、いろいろと活動している他河川の流域委員会がありますが、私は、準備会議を経た淀川水系流域委員会のこれからの活動への期待は大であります。委員の皆さまとともに、全国でも注目されるような、21世紀の河川政策の模範になれるような活動をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

引き続きまして、猪名川部会部会長、米山委員よりお願いいたします。

米山部会長（猪名川部会）

準備会議委員を務めさせて頂き、今回、部会長ということになりました。よろしくお願いいたします。

私が住んでいるのは京都ですが、勤務先の手前大学の新学部が猪名川の流域にあります。私は猪名川についてこれから勉強したいということで、猪名川部会に入れて下さいとお願いしましたと

いう次第です。20年、30年のスパンで、長期的な構想を作らなければいけないわけですので、大変だと思っています。

実際、現実の猪名川流域、或いは阪神地域は、たくさんの問題を抱えております。水の問題も非常に深刻な問題の1つと了解しております。水をめぐる話は矛と盾というところがあり、利水、治水だけで頑張っていくと環境に様々な問題が生じてきます。逆に、環境を頑張ると、洪水が発生したり災害を被るということが生じます。その辺りをどういうところで決着をつけていくかということが、非常に大事なポイントだと思います。ですから、まさに矛盾を内包した部会だと考えております。

淀川水系流域全体がやはり同じ問題を抱えていると思いますが、その中で、できるだけ地元の皆さまの声を反映するような形で、しかし地元エゴだけで突っ走ってしまわないような徹底的な話し合いを、猪名川部会として考えていきたいと思っております。

大変申し訳ございませんが、私、13時過ぎには退出いたしますので、予めお断りしておきます。どうぞご勘弁下さい。これからどうぞよろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

では早速、部会の発足にあたり、淀川水系流域委員会の趣旨等について説明させていただきます。

[省略：資料「淀川水系流域委員会について」説明]

以上が委員会、部会の設立趣旨、及び役割の説明でございました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

先程、川那部部会長のお話の中にもありましたが、この淀川水系といいますが、琵琶湖を抜きには語れないと思います。この点について、大いに関わっていくというお話でしたが、国と県の方に、具体的にどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

この流域委員会は、近畿地方整備局が策定する河川整備計画に対して意見を頂くというのが設立趣旨の根本です。従って、直轄管理区間の河川整備計画に対してご意見を頂くということになります。その直轄管理区間の意見を頂くにあたり、琵琶湖をはじめとして、県が管理している部分にも

関わりがある部分がございますので、直轄管理区間に関わる分野での審議はあり得るのではないかと考えております。

ただ、県が管理している部分については、我々が直接、整備計画を策定するというのではございません。この委員会で出た意見につきましては、県の方にお伝えし、県でこの委員会で審議された意見を踏まえ、整備計画が作られていくのではないかと考えております。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

県の方はどうなのでしょう。

河川管理者（滋賀県河港課 加本）

滋賀県河港課長の加本です。

琵琶湖を考える場合、3つのスキームがあると考えています。淀川本川絡み、直轄管理区間絡みで考える部分、琵琶湖を考える部分、流入河川を考える部分です。

淀川に絡む部分は、今回設立いたしました淀川水系流域委員会でご議論なされることとなります。

琵琶湖に関わる部分については、既に国土交通省の調査や、先程の委員会での議論で出ました多摩川の例のように、滋賀県も独自に、かなり先行的に動いています。河川法が改正される以前から、かなり濃密な議論がなされています。1,400万人の飲み水を供給するということ、琵琶湖総合開発事業以後の総合保全をどうするかという切り口です。今回議論する河川整備計画とは違うところもございしますが、その違いのすり合わせが上手くいけば、国と県で一体となった計画ができるのではないかと考えています。

流入河川は、120程あります。一級河川は500以上ありますが、今、滋賀県が抱えているのは、ダムとしては芹川に栗栖ダム、安曇川に北川ダムがあります。それから、大きな河川改修では日野川や長命寺川等の事業があります。

県独自では、淡海の川づくりの検討委員会を組織しています。日野川では未来会議という仕組みで、公募型で地域住民の方々から100名程の応募を頂き、1年間にわたり議論して提言を頂いております。先月、日野川を見守る会と名前を変え、愛護活動等、実際に自分たちでできることを模索していこうという段階になっています。

ただ、他の河川については、まだそこまで平仄が合っていないのですが、1つずつ、真剣に地域の方々と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

先程の質問は、特に琵琶湖に関する部分でした。県では琵琶湖環境部が中心になって学識経験者の方々に議論を頂いております。県琵琶湖環境部とこの琵琶湖部会とがうまく連携を取りながら、

流入河川、流出河川について議論していければ、成案を得られるのではないかと考えます。

以上です。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

よろしいでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

その辺りがこれから非常に大きな課題になってくると思います。当然、この委員会の中でも話し合われるとは思いますが、国、県での話がうまく噛み合うような形を取って頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

わかりました。その辺は、調整をしながら進めたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

琵琶湖部会と淀川部会とに分けられたというのは、もちろん皆さまご承知の通り、非常にエリアが広いということと、琵琶湖には湖という特性があり、淀川とは違う問題もいろいろ抱えているということがあるからだと思います。しかし、そうは言うものの、淀川の40%か50%くらいの水は、琵琶湖から流れてくるということです。

これは私からの提案ですが、両部会におきまして、連絡調整会議というようなものを開き、意見交換をする、或いは議論をするという形で臨機応変にやってはいかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

その件につきましては、部会を合同で開催するということについては規約上可能ですので、委員会でご審議願えればと考えております。

山岸委員（淀川部会）

午前中からお話を伺い、この委員会は非常に開かれていて、公開することを1つのキーワードとして設けられた委員会だと思います。資料「淀川水系流域委員会について」の33ページの委員会規約第6条第7項に、「委員長及び部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける」という記述があります。

さて、その一般の傍聴席が、本日は112席設けられています。一般傍聴出席者名簿が手元にあり

ますが、そのうちの104席は完全に国土交通省関係です。その他、NHKや日本建設コンサルタント等の企業がありますが、私には一般だとは思えないのです。一般と思えるのは、日本野鳥の会京都支部だけではないでしょうか。

このような状況で、一般からの意見を聴くと言っていることに対して、どう考えればよいのでしょうか。次回は、112席全部とは言いませんが、50席くらいは本当の意味での一般傍聴者で埋まることを望んで止みません。そうでなければ、この委員会の運営は中立的だとは思えません。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

我々河川管理者が回答するのが適切かどうかはわかりませんが、その件につきましては、どなたに来て頂くことについても拒むものではございませんので、我々河川管理者としては庶務と一緒にホームページ等で会議のご案内をさせて頂いております。

我々もご案内いたしますし、皆さまからも口コミ等で広めて頂きたいと存じ上げます。先ず、このような委員会を開いているということを知って頂いていないのが、一番大きな原因ではないかと思っております。このような委員会を開いているということを我々もPRいたしますし、皆さまもPRして頂いて、おっしゃるように会議に一般の傍聴者が集まることを我々も期待しております。よろしく願い申し上げます。

本多委員（猪名川部会）

情報公開について、先程から聴いておりまして、言いたいことが幾つかありましたので、言わせて頂きます。

先ず、ホームページ等で情報公開して頂くというのは、とてもよいことだと思います。ただ、情報弱者の方がいらっしゃいます。ホームページを見ることができない方はたくさんいらっしゃいますので、その方たちに、どう知らせるかということも考えて頂きたいと思います。

特に、猪名川部会は余野川ダムという問題があります。止々呂美地域の住民の方々はこの問題に非常に興味を持っておられます。そういう意味では、委員会に興味を持っておられる方が、傍聴しやすい、親しみやすい場所でも会議を開催する、また開催の時間帯や曜日も考えてみるということも、私は必要ではないかと思えます。

それと、情報公開の中身についてです。余野川ダム周辺にはオオタカの問題があります。オオタカだけではなく、絶滅危惧種は他にもございます。そうすると、やはり情報の出し方というものにも細心の注意を払わないといけないという問題もありますので、その辺も含みおきながら、情報公開を考えて頂きたいと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

委員会、部会の方でご議論して頂ければと思っております。

井上委員（琵琶湖部会）

先程の委員会で、琵琶湖を語らずしてこの委員会で議論しても価値が半減するのではないかと谷田委員がおっしゃっておられました。

先程の説明で、琵琶湖部会では国が直轄管理している区間について話をして頂きたいとありました。琵琶湖から見た河川の議論はできると思いますが、琵琶湖を抜きにして琵琶湖に流入する直轄管理区間と淀川下流の関係を議論することは理解ができません。「琵琶湖部会」ではなく、「野洲川部会」や「草津川部会」にすればよくわかるのですが、どうして「琵琶湖部会」という名がついたのか教えて頂きたいと思います。国が管轄していないから、それは滋賀県の問題だと言いながらも、地域特性に詳しい委員が選ばれており、部会でどのような議論をするのかという素朴な疑問があります。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

準備会議から答申を頂いたという位置付けで、河川管理者より説明させていただきます。

我々、準備会議から答申を頂いた者としましては、今回、淀川水系流域委員会でご審議頂く範囲について説明させて頂きました。直轄管理区間の部分と、それに関わる琵琶湖全体もありますという説明をした上で、最終的に部会をどう分けるかという議論になりました。そういった中、洪水の際に瀬田の洗堰を閉めるということがありまして、そこで区分することができるという観点で、部会を設けることになりました。その中で琵琶湖部会という名が決まり、野洲川等の直轄管理区間を中心に議論をするということで委員メンバーも選定され、準備会議より答申を頂いたものと理解しております。

部会の名や委員メンバーの選定については、準備会議での審議内容を適切に判断されて選ばれているものと我々は理解しています。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

河川部長の坪香です。

今の井上委員と山岸委員の言われたことにつきまして、そのような見方をされるのが非常に問題であると我々は思っております。従って、今のご意見につきまして、我々は十分に考えたいと思います。

傍聴者につきまして一言申し上げますと、淀川水系流域委員会は、これまでにない初めての試みですので、各工事事務所は非常に関心を持っており、勉強をしたいという趣旨で傍聴していることもあります。それが逆に誤解を生じることになるのであれば、問題であると思いますので、その点については改善の方向で考えたいと思います。

琵琶湖部会の話でございますが、資料「淀川水系流域委員会について」の5ページをご覧ください。私共が先程説明させて頂いたことの繰り返しになるかもしれませんが、ご容赦頂きたいと思います。図の「河川整備計画」の手順の中に、原案を示しまして、「学識経験者」、「公聴会の開催等による住民意見の反映」等があります。この部分について、当委員会でご議論なりご意見、並びに提言なりをして頂くというのが法律上の建前でございます。

従って、原案につきましては、この会議では直轄管理区間の原案をお示しするということになるのは、仕組み上やむを得ないと思っています。ただ、原案を説明するにあたり、当然、関連する指定区間、或いは県管理区間についてのご意見、ご議論もあるかと思っています。委員会の趣旨にのっとって議論して頂くことについては、我々として、提供できる情報については十分に提供させて頂きたいと思っております。

もう1つは、県の知事が決めなければならない河川整備計画もございまして、その分については、先程、滋賀県の方からご説明がありましたような仕組みの中で考えられることになるだろうと思います。先程のご指摘にもございましたように、県と国の直轄管理区間で十分な調整ができて、お互いの計画が両立、補完し合い、よりよいものになっていくような努力をするというのが我々の使命だと思っています。その辺りは当委員会で、その場その場でご指摘もあろうかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の行政の仕切りの中では、我々としては、そういう意見にならざるを得ないというところを、ご承知おき頂きたいと思ひます。

井上委員（琵琶湖部会）

国と滋賀県は、月何回くらい会合をしておられるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 坪香）

それぞれの計画を策定する際に、国の出先機関、或いは当時の近畿地方建設局の委員になって頂いたり、逆にオブザーバーとしてこちらが県の委員会に参加させて頂いたり、内容について協議するという形でやっています。ですから、月何回という具体的な会合を行っているわけではありません。ただ、先程委員からご指摘がありましたが、それぞれ調整が必要だという議論が委員会でござ

いましたら、その内容、或いはやり方についても、我々として考えていきたいと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

よろしいでしょうか。

他に何かございませんでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

先程の情報公開の件についてですが、今のところ、要望があれば実費等によっていつでも資料を閲覧できるようにすることになっていると思いますが、どうなのでしょう。

私からの提案は、資料を必要とする人たちに、例えば登録して頂いているNGOに対して、議事録や次回委員会のお知らせ等を定期的に郵送するという形は取れないでしょうか。お金の面、個人に対しても同じことをするのかといった込み入った議論になると思います。これは委員会の議論かと思いますが、この委員会に関わろうとされている方に対して、ホームページで見て頂くよりも、きちんと送られることの方が大事ではないかと思ひまして、そのようなことも検討してはどうかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

今のご議論はこの後、委員会と部会の合同懇談会で議論して頂ければと思います。本会議の目的は部会の設立ですので、今後、議論して頂くのが一番ありがたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

河川整備計画のエリアですが、今までのお話を伺っていると、直轄管理区間を主とするということでございます。

ご承知の通り、河川は周辺の社会と相互に影響を与えています。堤内だけを対象とするというように、いわゆる狭義に理解するのか、それとも堤外も含めたその流域全体の地域を対象とするのか、どちらなのでしょう。多摩川の河川整備計画では、健全な水循環系の実現に向けた流域対策等について必要な施策を講じるため、上下水道、地下水、氾濫流等、多摩川水系の河川水が関わる地域についても計画対象区間としています。

これはこれからの議論なのでしょうが、河川整備計画を策定する基本的な枠組みがあると思ひますので、最初にはっきりしておかないと、また無駄な時間がかかるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

最終的に我々が作ろうと考えているのは、直轄管理区間の治水・利水・環境面を考慮した河川整備計画ですが、流域管理という観点が必要になる部分が当然あると思います。ある直轄管理区間のことを考えるよりも、流域全体で考えた対策の方がよい場合があると思いますので、現状と課題を共有認識し、どういう対応をするのかという議論の中で、流域管理という観点が出てくれば、そこで議論させて頂ければよいと考えています。流域管理を排除するという気持ちはございません。

小竹委員（淀川部会）

私は、この委員会のメンバーの中に、医師として1人入らせて頂いております。身分としては、産業医でもあり、大阪大学とも関連があり、小児科医として幼稚園児、託児所、小学校、中学校等の健診を担当しています。

皆さまがご指摘の「20年、30年でどう育てるのか」という問題を、水質、或いは自然環境、災害を含めた大きな目で私は見ておりますので、今おっしゃったように琵琶湖は別だという観念は持っていません。伊吹山の西や嶺南地方等、ありとあらゆるところの水が私の住む淀川河口へ来るわけです。

この前の日曜日、伊賀名張に行き、お酒を買いました。明治時代は名水で100軒を超えた酒屋がありました。現在では19軒にまで減りました。それだけ減ってはいますが、安いお酒ではなしに吟醸酒を、少し高くても世界に誇る日本酒を作ろうという意気込みで嘗々と頑張って暮らしています。

一方、琵琶湖を含めた淀川水系全体の中に、現在ゴルフ場が135カ所あります。ここで除草剤等を撒かれると、河口ではどう影響してくるのでしょうか。

今、ここに水を2つ持ってまいりました。1つは、昨日採取した淀川河口の大阪市矢倉海岸の水です。もう1つですが、淀川から採られた上水道が、どの地域で飲まれているのか、皆さまもよくご存じだと思いますが、須磨の水道水を持ってきました。矢倉海岸の水でも一見透明に見えますが、化学薬品がどれだけ出てくるかという問題があります。

汽水域では真水と塩水が合流します。そうすると、満ち潮のときは大阪湾のいろいろな水が入り、引き潮のときは真水の量が多いというように、いろいろな問題が絡んできます。いっそのこと、琵琶湖を含めた淀川全体に、特定の国立公園のような規制をしき、地域住民が無茶をしないようにすればどうでしょうか。1,600万人に及ぶ地域住民の健康を守り、展開していく基盤として、委員長もおっしゃった30年先のための手だてを中心に考えて頂ければよいと思います。

私は、鉄道嘱託医もしています。鉄橋を渡る最大重量車両は500系の電気機関車です。橋梁に何トンの重量がかかっているかということ、機関車だけで100トンはあります。そこへ、25両、26両の貨

車を乗せていきますと大体、1,100トンから1,400トンになり、瀬戸大橋ですと、近代技術の先端を駆使して、1 m橋梁を歪ませて車両が通過しているわけです。

現在淀川に架かっている鉄橋の橋桁は古いものが多いので、これから橋を架け替えて頂くときは、今は技術が進んでいますので、先端技術を駆使し、なるべく川の流れを邪魔しないように等、いろいろと考えて頂きたいと思います。

思いついたことを述べましたが、国土交通省におかれましては、淀川水系を何とか維持し、国民の健康のために頑張っ頂きたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 水野）

河川に関するいろいろな熱い思い、我々の仕事に対するご意見を頂きました。ありがとうございます。申し訳ありませんが、話の流れを元に戻したいと思います。

この委員会、部会については、設立は河川管理者、運営は委員会自らが庶務を利用頂き、進めることになっています。この部会発足会では、部会の設立についての議論をさせて頂いています。設立趣旨、対象範囲、規約についてのみ、この場で議論して頂き、ご了承を頂いたら、次の合同懇談会で、先程の議論をして頂きたいと思います。

取り敢えずは、規約と設立に関するご意見だけを受けさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

設立に関するご意見等はございますでしょうか。ご意見がないようでしたら、盛り上がっておりますので、設立会を終了し、合同懇談会へと移らせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

では、これをもちまして、部会を設立させて頂きます。これから1年半、或いはもう少し長くなるかもしれませんが、お世話になると思いますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、設立会を終了させて頂きます。

以上

淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会

議 事 録

日時：平成13年2月1日（木）12:40～15:30
（13:30～14:00休憩）

場所：京都センチュリーホテル1階「瑞鳳」

庶務（三菱総合研究所 恩地）

部会発足会に引き続き、淀川水系流域委員会の主催で淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会を開催させていただきます。

司会進行は、設立会の規約で庶務を担当することになりました(株)三菱総合研究所がやらせて頂きます。私は、関西研究センターの恩地でございます。よろしくお願いいたします。本日、合同懇談会を開催するかどうか、決まっておりませんでした。委員の方々には予め14時頃まで時間を頂くことにしていました。ただし、午前中しか都合がつかないという委員もいらっしゃいましたので、その方は随時、退出して頂くということで、よろしくお願いいたします。

本日の会議後、議事録の確認修正や謝金・交通費振り込みのご連絡方法の確認等を各委員に郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、隣の部屋に昼食の用意をはじめていますが、これは委員長の指示に従って召し上がって頂くこととなります。会議が予定より1時間程度延びておりますが、合同懇談会をこのまま続け、時間の都合がある方は、退席の際に、隣で昼食を召し上がって帰って頂くということで、先程、芦田委員長と話し合いをしました。従って、お時間の許す限り、ご自由に意見交換をして頂くということで、よろしくお願いいたします。

合同懇談会が終了した30分後に、記者説明を行う段取りになっています。本日は14時までとしていましたが、皆さまにそれぞれご発言頂くと、場合によっては15時頃までかかるかも知れないということで、ご承知おき下さい。

それでは、芦田委員長に進行をお願いします。

芦田委員長（委員会）

それでは、委員長ということで合同懇談会の司会をさせて頂きたいと思います。1年半で何とか立派な河川整備計画をつくらうということになっています。地域住民の意見を聴きながら進めないといけないわけで、非常にハードなスケジュールになると思いますが、よろしくお願いいたします。

本日のように、多くの皆さまにご出席頂きますと、同志を得たという感じで、非常に心強く感じます。よい川をつくらうということを通じて集まっていますが、「つくらう」という内容は、人によって大分違うのではないかと思います。いずれにせよ、よい川をつくらうという同志がたくさんここに集まっている、また、この背景には、たくさんの地域住民がおられるわけで、その地域住民は非常に期待していると思います。そういうことを受け、よりよい河川整備計画を何とかつくりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

本日は、合同懇談会ということで、川づくりについての思い、或いは今後の委員会、部会等の進め方についてのご意見を、それぞれお1人ずつお話して頂きたいと思います。1人2分としましても2時間近くかかりますが、大体15時頃まで懇談会をしたいと考えています。ご用のある方は先にご意見を頂き、退出して頂くということにしたいと思います。委員の皆さまにおかれましては、3分くらいで、どのような思いでいるのか、或いはどうすべきだというご意見を順番にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

では先ず、米山部会長、先程部会長としてのご挨拶がありましたが、13時に退出されるということですので、何かございましたらお願いいたします。

米山部会長（委員会・猪名川部会）

先程、本多委員より地元密着で考えるというお話がありましたが、全くそうだと思います。現地で懇談会等を開催すれば、そこで我々がやっていることのPRにも繋がります。そういう会合をなるべく多く開き、地元の方の声を聴くことが大切です。それと同時に、こちらが考えていることを訴えていくという活動を、是非やっていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

この会議の開催が決まる前からの約束がありますので、大変申し訳ないのですが、これで失礼させていただきます。どうも申し訳ございません。

芦田委員長（委員会）

その他、お急ぎの方がございましたら、先にご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

田中（真）委員（淀川部会）

志明院の住職をしております田中と申します。私は、京都を貫流する鴨川の環境に携わってきた1人として参加させて頂いています。鴨川は直轄管理区間の範囲ではないので、どこまで論議できるだろうかと考えています。

淀川の上流都市である京都市の人口は約140万人と言われていています。この上流都市を貫流する河川を語らずして、淀川という下流の問題も語れないのではないかと思います。これは琵琶湖の問題と同類のような考えになりますが、約140万人の人たちの使った水が、鳥羽の下水処理場で処理され、処理水が淀川に注がれ、淀川河口で阪神地域の人々の飲料水になっているという実情を考えれば、鴨川をいかに保全していくかということはやはり大きな問題です。防災面もそうですが、環境面も非常に大事だと思います。いかに下流にきれいな水を流していくかというのも、京都市民の1つの大きな課題ではないかと思っています。

そういった意味から、多いといえば多いし、少ないといえば少ないこのメンバーで、いろいろなものの是非を決めていくということに少し疑問も感じますが、地域の人々の意見をできるだけ汲み上げ、総合的に議論していった方がよいと思います。その中で鴨川は、京都府と京都市の管轄ですが、国土交通省の方々も鴨川をどうすべきか、是非、提言して頂きたいと思います。国土交通省が鴨川をふるさとの川と選定している以上、できるだけこれに関わって頂きたいと考えます。ご存じのように、京都は歴史都市であります。世界の歴史都市という宿命を背負っている以上は、鴨川はある意味では世界の川だということができます。そうした視点から見ると、鴨川の保全条例を制定すべきだと思います。そうすることによって、下流の人たちへきれいな水を流そうという京都市民の願いも届くのではないかと考えます。このような観点から、是非、議論を進めて頂けないだろうかと思っています。よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

では、順番にご発言して頂くことにしましょう。矢野委員からよろしくお願いいたします。

矢野委員（猪名川部会）

私は神戸市水道局水質試験所に勤務しておりますので、行政の立場に分類されます。水源の汚染等を水質の点から考えますと、私たち水道は、どららかというと被害者的な部分もございます。一方、市民の皆さまに水を提供している関係で、いろいろな苦情を頂く立場にございます。

最近、問題になってきていることの1つに、窒素、リン等についてはあまり変化がないのに、アオコが発生する等、いろいろな現象が発生するという状態にあります。最近では生物のダイナミクスが変化してきているのではないかという感じを受けています。将来、もちろん水質汚染の問題もございしますが、地球環境が大きく変化してきた時に、果たして水源はどうなるのかと感じながら、最近、水質を見させて頂いています。

また、神戸市水道局には千苅貯水池がございます。その貯水池の水質保全対策を行う上で、いかに上流の方のご理解が大切であるかということがわかってきています。上流の地域住民の方にご意見をお聴きし、それを汲み上げ、かつ水質保全策を策定していくことがいかに難しく大切か、最近、痛感しています。

この委員会でもいろいろ勉強をさせて頂きながら、私共が過去に経験したいろいろな教訓もございしますので、お話ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

松本委員（猪名川部会）

現在、池田・人と自然の会という団体で、猪名川流域での自然保護活動、観察会等を行っております。200名ほどの団体です。

個人的な話を申し上げます。実は私、高校生の頃に淡水魚保護協会という財団法人に出入りをしていました。その頃、当時の近畿地方建設局のお話を、当時の協会の理事長であった木村理事長からいろいろ伺っていました。淀川のワンドの保全運動で、アンケート調査を行っていた当時の近畿地方建設局と、今回のこういう形で委員会を設立した近畿地方整備局と、隔世の感を感じております。

しかし、住民参加と言っても、行政は守りの姿勢から住民参加と言いますし、地域住民も勝手なことを言います。いろいろな地域住民がいて、その地域住民の意思をどうまとめていくか、どの地域住民の意見を尊重するのか、非常に難しい問題があると思います。

ですから私は、このような委員会の中で、行政と学識経験者、そして我々地域住民のよいパートナーシップを築いていく貴重な事例にしていかなければならないと思い、興味深く参加させて頂いております。皆さまの忌憚のないご意見をいろいろ参考にさせて頂きながら、微力ながら意見を言わせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本多委員（猪名川部会）

みのお山自然の会の本多と申します。私は今、地域の自然観察会を進めながら、箕面市内にある小野原地区の土地区画整理事業や山麓保全検討委員会等で行政の仕組みづくりの中に参画し、環境をどう守っていけばよいかということに取り組んでいます。また、水と緑の健康都市や余野川ダムの問題では、市民運動という形で、どうしたら環境が守れるのか、いろいろな切り口から環境を考えています。

特に余野川ダムに関しては、地元の止々呂美地区の住民の強い関心があります。そして、その環境保全をどうしていくかということと、その地域の住民の自然とのかかわりや暮らしの問題、これも大切な問題がたくさんあり、これらのことについて意見を言わせて頂いたり、また、地域の人々の意見を聴く方法について、いろいろ考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

細川委員（猪名川部会）

私は、猪名川とその支流である藻川に挟まれた小さな三角洲の街、園田というところで生まれ育ちました。川の風景が一番心に残る地域に住んでいます。小さいときから、河川行政に対する疑問のようなものがたくさんあり、ここでいろいろ教えて頂けたらと思っています。

どうして堤防に木を植えては駄目なのか、残していきたい植物をどうしたら残せるのか、上流の環境破壊の問題、もっと深刻な問題がたくさんあります。このような中、今、尼崎市では、自然と文化の森構想という、猪名川と藻川の流域を中心にまちづくりを考えていく取り組みをしています。自然と文化の森構想のメンバーも、この淀川水系流域委員会でどう猪名川の堤防が変わっていくのか、猪名川流域が変わっていくのかということに、非常に関心をもっています。

殆ど都会化された、平野の中の本当に小さなこの街の中では、堤防、川というのは、重要な自然環境です。自然環境についても河川整備計画の中で考えて頂けるということに非常に期待しています。子供たちにとっても、堤防、川がとても大切な環境教育の場になっています。是非、その辺のところで意見を言わせて頂きたいと思っています。よろしくお願いします。

畚野委員（猪名川部会）

流域の行政的、或いは管理的な空間的分割で、本当に川は生き返るのかということに非常に痛感しています。

私は兵庫県川西市に住んでいます。河川法の改正直後、県の管理区間について、地元の元気なおばさんたちの声を県の方に聴いて頂きました。先進的と言うと口はばったいのですが、僅かな場所ですが、河畔林を残して頂くよう、工事の計画まで変更して頂いたという経緯があります。

そのようなことで、私の立場としては、地域住民と行政とが対峙するのではなく、行政が地域住民の声を本当によく受け止め、聴いて頂ける態勢をとって頂くという、住民運動の新しい流れがこれから大事であるという観点から、部会でいろいろと申し上げたいと思います。

猪名川には途中にダムがあり、水資源開発公団が事業を進めていたり、下流の方へ行くと当然、国の管轄というように、管理区間は空間的に分割されています。先程からの議論のように、流域全体の擦り合わせをうまくやらないと、せっかくの我々の議論が生きてこないのではないかと危惧しています。委員会全体として、その点を十分配慮した議論をお願いしたいと思います。

私は兵庫県が管理している河川に関わっていますが、兵庫県でも、県独自の流域全体としての河川整備計画については、国の方からの指導を頂くという話になっています。しかし、現実には、非常に緊急を要するというので、1km程度の河川の区間について、緊急に川懇談会をモデル的に立ち上げ、そこで意見を言うということになっています。1kmの管理区間は都市河川で、その都市河川に水量が多く流入するのは、工事区域よりも上流の急流河川から流入する水量が多いことが原因です。上流は川西市でなく、宝塚市であるため、行政の壁があります。宝塚市の住宅開発で、数年前に山が削られたため、水が多く流入するようになったと、その地域の住民がおっしゃっています。

このように、河川を分担することによって整合性が保てなければ、どうしようもないと思います。

当委員会において、国の直轄管理区間外のお話もすると思いますが、ご容赦頂きたいと思います。管理区間外の意見も、何らかの形で広く反映して頂きたいと思っています。

間違っていたらご容赦願いたいのですが、幸い、兵庫県の河川審議会のメンバー表には、会長に芦田委員長のお名前があります。兵庫県に行かれましても、当委員会と共通の問題で、いろいろとお考え頂きたいと、特にお願いいたします。

それからもう1つは、時間軸的なことです。先日、兵庫の川サミットという催しを行いました。これは、猪名川流域で住民運動を行っている約10団体が合同で委員会を立ち上げ、行ったものです。このように猪名川流域では、新しい形の住民運動が徐々に広がっています。そういう芽を潰さないよう、ご配慮願いたいと思います。

そのサミットで、私はコーディネーターを務め、地域住民側からの見解を申し上げました。ここ2、3年の経験でみると、県はまじめに工事設計や変更をし、実行して頂いています。そのことはありがたいのですが、工事の後、川がどうなっていくかというモニタリングという問題等は、人間的なこともあるとは思いますが、現状では非常に手薄だと思えます。そういうアフターケアの問題については、地域住民が県にどうして欲しいと言うのではなく、地域住民側が組織を作り、モニタリング等を各流域でやっていくという動きが必要ではないかと思えます。

行政と地域住民のパートナーシップは重要な課題だと思いますので、その観点からもいろいろと意見を申し上げたいと思います。

芦田委員長（委員会）

先程、畚野委員から、「対象区域」「直轄区間」という議論がありました。淀川流域全体の視点から議論する必要があるということは間違いのないことではございまして、委員会としても、そのような方向でやっていきたいと思っています。特に、非常に大切である水源地域の問題、それから氾濫地域の問題、そのような問題をどう考えていくかを議論しないと、河川の部分のみを取り上げても、問題解決にはならないと思えますので、そのような視点から進めていきたいと思っております。

田中（哲）委員（猪名川部会）

私の対象分野は漁業関係となっていますが、漁業は今まで一度もしたことがありません。魚釣りくらいしかしたことがありません。

猪名川にはそれほど出向いたことはないのですが、小学生の頃、違反漁法だった魚扱をもって、止々呂美周辺で大きなニジマスとアユを追いかけた覚えがあります。猪名川に関してはそれくらいしか関わりがなかったわけです。

お手元にある猪名川のパンフレットを眺めていて思ったのですが、人間の住んでいる沖積平野は、もともと河川の洪水によってできあがったものです。その河川の領分をどんどん人間活動、農業、或いは住宅が狭めてきたわけです。親水護岸、或いは多自然型工法等の小手先の技術で、これから先、河川が守られていくとは思いません。河川の領分をもう一度、半分くらい戻さないといけないという視点で意見を述べさせて頂きたいと思います。

例えばこのパンフレットでしたら、河川幅を拡幅し、少なくとも3倍くらい広げることによって、はじめて、洪水を防御し、水流が淵をつくり、瀬をつくり、魚の棲める、或いは子供たちの遊べる場所、また河川敷の植物も保たれるのではないかという気がします。

漁業関係ということで申し上げますと、日本の淡水魚は海と川を行き来したり、湖と川を行き来したりします。ですから、海と湖、川につながりが重要です。それを治水のために、殆ど分断してきたのですが、1水系で1本くらい、海と源流までつながったまともな水系を確保して頂きたいと思います。

例えば、大阪湾から木津川の上流、青山地域のダムまでつながった水系です。琵琶湖でいえばビワマスとアユは琵琶湖と流入河川を往復して棲んでいます。ですから、琵琶湖と源流までつながったまともな水系を、1本くらい残して欲しいという気がします。

そういう意味で、いろいろな理由があったと思いますが、最もまともな河川で、一番よいアマゴが釣れる高時川に丹生ダムを建設するというのは、悔恨の極みです。

渡辺委員（淀川部会）

私が現在住んでいるのは、京北町周山というところですよ。河川でいえば淀川水系上流の桂川のもっと上流、日吉ダムの上流域になります。その上桂川漁業協同組合に勤務しています。

先程から、たくさんの地域の状況等が報告されておりますが、私も下流部のことはあまり詳しくありません。私は対象分野が水環境ということで委員に選出されましたが、どちらかといえば、地域の特性に詳しい委員の部類に入ると思います。漁協は桂川の場合、どうしてもアユが中心になります。ご存じの通り、下流にダム等ができてから、我々の地域までの天然アユの溯上がなくなってしまいました。現在、琵琶湖産の稚アユ等を購入して放流して、それを地域の地場産業につなげた形で漁協を運営しています。

最近、頼みの琵琶湖産稚アユが冷水病等の様々な病気で脆弱化し、大きな問題を抱えています。その結果、だんだん琵琶湖産アユがなくなり、他の海産アユ、人工産アユを仕入れざるを得ないというのが、漁協の悩みの種になっています。病気の関係で琵琶湖産アユが脆弱化してきたばかりでなく、河川環境自体も悪化していることも見逃せない問題です。

私は研究者でも河川の専門家でもありませんので、専門である皆さまから、いろいろご指導を請いながら、今後、河川が回復する取掛を何かつかみたいと思い、参加させて頂きました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

和田委員（淀川部会）

私は琵琶湖・淀川水系、或いはモンゴルからバイカル湖に注ぐセレンゲ川等の窒素、炭素、リンの動きを調査・研究しています。研究分野が水系そのものなので、委員に選ばれたのかなと思ひています。

私はもともと関東で育ち、関西に来たのは今から10年前です。琵琶湖・淀川水系について一言だけ言わせて頂きますと、水系全体で1,600万人が水を飲んでおり、しかも、その水がめが滋賀県という、ある意味では都市部の中にあり、非常に人の多い、科学技術環境に囲まれた水系であるというのが私の印象です。

このような地域を日本人がどれだけ上手く管理できるのか、これから国際貢献として日本が世界から問われてくることになると思ひます。国際貢献というのは、共同事業や援助等いろいろあると思ひますが、日本はこのようなことができる、アピールすることも非常に大事だと思ひます。

私は東京に住んでいたのでよく知っていますが、東京の水がめは霞ヶ浦を除き、全て山中にあります。琵琶湖は幸い、都市部の中にあります。この淀川水系全体を100年かけて非常によいものにしてみせるということこそ是非、この委員会が推進して頂きたいと思ひています。

山本委員（淀川部会）

私は地域の特性に詳しい委員、流域住民の立場で参加しています。NGO、NPO等の団体にも所属しておりません。NGO等の方々はとても関心が高く、先程からのお話を聴いていて、この委員会は人づくりの場でもあると痛感しました。

河川に関心のある方々が、行政側の方々と手をつなぎ、よい方向にもって行ってもらいたいと思ひますが、反面、私のように何も知らない普通の流域住民が関心を持ち、関わっていくことができるように、委員会の方々から、上手な働き掛けができるよう、考えて頂きたいと思ひます。

私には中学生になる子供がいますが、社会科の調べ学習で河川管理者の問題を研究していて、市町村、府県、国というように、なぜこんなに細かく管理区間がわかれているのか、自分の家の近くを流れている川が、誰の管理なのかもわかりませんでした。

一般住民の目から見ると、1つの水系について、琵琶湖は滋賀県の管理だから滋賀県が、直轄管理区間は国が別々に委員会を立ち上げ審議するということに対して、適切な区切りができないのか

と疑問に思います。汚水も流れてきますが、市に問い合わせばよいのか、府に問い合わせばよいのか、そのようなこともひとつひとつ調べないといけません。行政にお願いしたいのは、河川法で管理者は決められており、責任や予算が管理者によって違いますが、それ以外のところで連携というのを深めて頂きたいです。

今後20年から30年のスパンの淀川水系のあり方がこの委員会で話し合われますが、豊かな、前向きな発想で、皆で未来へつなげていけるように考えて頂きたいと思います。いろいろとご意見をもらっていらっしゃる方もおられると思いますが、皆が前向きに一生懸命にやっていけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

私も地域の特性に詳しい委員ということになっていますが、最近は河川と疎遠になっているなという気がしています。私の子供が小さい頃、安威川の近くに住んでいました。よく子供と一緒に安威川沿いに昆虫採集に行ったりして遊んだのを覚えています。河川の問題というのは非常に現場的な話ですから、一度、川を歩いていろいろと考えたいと考えています。

例えば、先程から琵琶湖の水で1,400万人の人が暮らしていると言われていますが、1,400万人のうち、何人がこのような問題に関心をもっているかと考えると、ちょっと心許ない気がします。このようなことに対して、いろいろな関心をもってもらえるようにすることも大事なことでないかと思っています。

榎村委員（淀川部会）

地域・まちづくりの分野から参加させて頂きました榎村です。

まず、先程の情報公開についてお話ししたいと思います。いろいろなご議論がありましたが、情報公開についてこれほど細かく議論するということは、今までなかったのではないかと思います。大変大きな進歩だと思います。河川というのは区切ることができないということですので、県の管理区間等については、重要な資料があれば、委員会に提出して頂き、教えて頂きたいと思います。

2つ目は、私は大阪市内に生まれ育ち、奈良に移り住み、現在は京都に職場をもっていますが、それぞれ河川との関わりがこんなにも違うのかと思います。大阪市内を流れる川の横に住んでいたの、小さいときから、私の記憶だけでも2回くらいは洪水に遭っていると思います。河川というのは非常にいろいろな機能をもっており、祭りの場であったり、昔は貯木場であったり、大阪なので船が航行していたり、まちの営みと一緒に住民の生活がありました。そのような中で、どれくらいの状況になれば水が溢れるのか、降雨量によって河川はどうなるのか、いろいろな状況判断をし

ながら私たちは行動してきたという経験があります。

技術が進歩し、自然も大きく変化した中、河川はある意味では非常に安全になったので、自分がどのような場所に住み、どのような環境にいるのか、その環境の変化に応じて、どう行動しなければならないのかという判断力自体が少し失われてきているのではないかと思います。

先程、100年かけて淀川水系をよくしていくというお話がありました。私もその通りだと思えます。ですから、100年かけてよくしていくという前段階として、この100年の間に、どのように地域との関わりが変わってきたかを知ることは非常に大切であると思えます。特に水質については、川の中だけではなく、多方面にわたって議論しなくてはならないと思えます。そういう意味で、土地利用も含め、人々と川との関わりを取り戻していくことが非常に重要なことだと思えます。

情報の共有ということに関して、もちろん河川整備計画に関する情報の共有もありますが、河川が育んできた土地の歴史、記憶、人々の関わりを100年前に戻り、もう一度共有し、これからどうしていくか、逆のベクトルの共有がなければ、将来のことも見えにくいのではないかと思います。

河川に関して、いろいろな地域によって自分との関わり、抱えている課題、人の関心は違います。大変手間暇がかかると思いますが、懇談会のようなものを地域で開き、このような場に来ない方、或いはホームページを見ない方々のお話を、お年寄りも含めて聴き、河川整備計画ができればよいのではないかと思います。

原田委員（淀川部会）

漁業関係の分野から参加させて頂いている原田です。私自身、もともと水産関係は専門でなかったのですが、こここのところ、学生さんの希望や、また、いろいろな理由から、主に上流域ですが、アマゴや、ときにはアユの調査等も行っています。

私は三重県におり、淀川本川のような都会の河川はあまり身近にはなく、ちょっと弱い部分もあるかと思えますが、田舎の河川について何らかのことができればと思っています。

現在、三重県では宮川流域ルネッサンス事業が進んでいます。その中に水部会があり、宮川に少しでも流量を戻そうではないかということ、これまで2年間議論させて頂き、その過程でいろいろ勉強させて頂きました。

そういう経験も活かしながら、委員の皆さまに教えて頂き、いろいろなことができればと思っています。よろしくお願いします。

塚本委員（委員会・淀川部会）

皆さまとこれから、具体論も抽象論も含め、いろいろやっていきたいと思えます。これまで私は

10年くらい河川のことに関わってきましたが、国の河川行政は、ある意味では、現在に至ってはかなり信頼できるのではないかと思います。

また、20年から30年の期間という理念がいますと思います。今までの理念は理論と実際が乖離していました。もう少し実理念、合実理といいますか、これからの子供たちを大きく守っていくということを基に、人間を含めた他の生物たちのことも考え、直接に柵を高くつくったりして守るだけではない、いろいろと考えていきたいと思います。

国は、水路も画一的に整備してきました。そのため、京都の市街地を含め周辺にはメダカだけではなく、ドジョウも殆どいません。いろいろな要素、要因が入ってきて、この30年から40年の間でこのようになりました。ですから、河川だけを考えるだけはいけないと思います。省庁再編で国土交通省になりましたし、これからは、行政対地域住民ではないのです。一緒に現状、現実を先ず見て、どのようにすればよいかというときに、民がある意味で仲人役を果たすこともできるわけです。

例えば、子供の水辺というテーマで、国土交通省、文部科学省、環境省、農林水産省の人たちと我々自身がお互いに話していくことが非常に大切だと思います。そのときに、行政の方も、これからはより横の連携をもって頂きたいと思います。ものの実態を変化させていこうとすると、相互に幾つもの部分が関わってこないといけないということを前提に、努力して頂きたいと思います。

我々も今までは行政とは対峙型でした。例えば隣に座っておられる田中（真）委員は、かなり苦労されました。いろいろな方たちが、行政の方も含め、今まで苦労されて来ていると思います。今、折り返し地点にあると思います。これからは、我々自身もいろいろな調整や交流をしながら変わっていかねばならないと思っています。

仁連委員（琵琶湖部会）

私は経済という立場で参加させて頂いていますが、今のご発言と関わるので、ここで割り込ませて頂きます。20年から30年先を見越した河川整備計画を策定しようということですが、策定する際は、20年から30年先の我々の社会はどうなっているのか、環境はどうなろうとしているのか、暮らしはどう変わるのだろうかということを、やはり見据えた上で計画を策定していかなければならないと思います。

恐らく20年から30年先になると、日本の人口は減少方向に向かっていると思います。現在では、淀川水系ですと、上流部の滋賀県で人口がまだ増加しているという傾向が続いていますが、20年から30年先になると、人口増加が止まってくると考えられます。経済成長についても考えると、現在、政府が躍起になり、不況を克服しようとしているわけですが、それ程高い経済成長が持続するとは

考えられません。従って、政府の使える財政的な余裕はかなり変化するだろうと推測されます。さらに、地方自治体と政府との関係も、地方分権が進み、大きく変わる可能性があります。人々の生活と環境との関わりも大きく変わってくるだろうと思います。

これらのことを見据えた上で、どのような河川の管理、河川整備計画をつくっていくのか、そういった視点が非常に重要だと思います。

基本計画の段階では、いわゆる河川の高水流量、低水流量、濁水流量を前提において計画を立てると思いますが、そこには20年から30年先の社会、環境、暮らしを見据える観点が入っていないと思います。そういう観点が必要なので、恐らく、このような委員会があるのではないかと思います。是非、将来を見据え、将来はどうなるか、それに対して河川をどうしていくのかを、是非、議論して頂きたいと思います。

松本委員（猪名川部会）

議事運営について、お願いがあります。よろしいでしょうか。朝早くから家を出てきましたので、エネルギーが切れてきました。エネルギーを入れたいのですが、皆さまの貴重なお話も伺いたく思い、どうしようかという状況です。よろしければ、切りのよいところで少し休憩を取って頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

では、30分程度休憩をとり、食事をしましょうか。14時から再開ということになりますが、少しくらい懇談会が延長してもよいとは思いますが、どうでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

庶務といたしましては、委員の指示に従いたいと思います。

芦田委員長（委員会）

食事抜きでは他の委員にも申し訳ないので、30分間休憩、14時から再開ということでよろしいでしょうか。では、14時から再開といたしますので、よろしく願い申し上げます。

[昼食休憩：13:30～14:00]

芦田委員長（委員会）

大体の委員がお揃いになりましたので、これより再開いたします。

田中(真)委員(淀川部会)

河川は山と海の仲人である、つまり、森林の生態と海の生態を結ぶ大事な道であるという言い方があります。実は、私のお預かりしている寺院も、鴨川の水源地をお祀りしています。当寺院は山岳寺院と言ってもよいと思います。現在、各地で水源税の導入等が議論されています。森林の保全・育成という大きな問題は、河川の問題につながります。これは、新しくなった国土交通省、環境省、或いは農林水産省等が、グローバルに一体となった考え方をしていかなければなりません。将来的に河川だけを取り上げる、或いは河川だけを論じるというものではなく、面である森林の保全・育成も非常に大事なことではないかと思えます。

特に今世紀は、水戦争が起こるとさえも言われている世紀ですから、こうした水資源に対する森林の公益的機能も含め、河川のあり方を十分考えて頂きたいと思っています。

小竹委員(淀川部会)

先程、一言お話いたしました。委員会で珍しくも、お寺さんの隣にドクターを座らせて頂き、なかなか面白い場面だと思います。

河口付近の、低い位置にある都会では、スーパー堤防の面積が取れません。遺産相続等で家を建て替えるときは、1階は浸水するものとして建築届出をしない限り、建築を許可しないくらいの意気込みで、国土交通省としての考えをもって行って頂きたいです。スーパー堤防の土地が取れないので、建て替えるときには必ず、地震にも強い、高潮にも大丈夫で、洪水が来たら、少なくとも1階は浸水するものであるということが前提で都会はよいと思えます。そのくらいの大英断をして頂きたいと思えます。

紀平委員(淀川部会)

私が淀川に関わり、ほぼ30年近くになります。大学は法学部を卒業したのですが、枚方の中学生のクラブ活動として、淀川の調査を始めたのがきっかけで、魚の勉強を始めたといういきさつがあります。

先程、松本委員がおっしゃっていましたが、当時は河川法が改正され、改修工事で淀川のワンドがどんどん埋め立てられていく最中という時代でした。ワンドは埋め立ての土にどんどん水分を取られ、魚がピンピンはねているという状況でした。私は社会科の教師でしたが、それがかわいそうにたまらなくなりました。その当時、淀川の水は非常に汚く黒い水でした。PCBやDDT等のいろいろな化学物質で汚れていました。瀬戸内海の魚でさえも刺身で食べられないという時代があったと思えますが、それが昭和46年頃です。

しかし、当時、淀川のワンドには、たくさんの魚が残っていました。魚のことが全然わかりませんので、川那部委員をお訪ねし、いろいろと教えてもらったことがあります。マヨネーズやコーヒーの空き瓶に中学生が採った魚を入れ、標本にしたり、理科室に水槽を用意して伺ったのを覚えています。

ワンドの水がなくなると、魚がピンピン跳ねているので、淀川工事事務所に長靴を履いたまま参りました。当時、大石所長の時代でした。大石所長の時代から、現在の宮本所長に至るまで、ずっと淀川に関わってきましたが、最初は耳の痛くなる、喧嘩腰でしか話ができませんでした。それが今回、淀川水系流域委員会を設立し、淀川部会を発足させて頂いて、同じ土俵に立って淀川をどうしていこうかと話ができるのは、本当に嬉しく思っています。

私は、改正された河川法にある、「環境」という言葉を、できれば「自然」、或いは「生物」という表現に変えて欲しいと思っています。「環境」というのは、いろいろな環境が思い出されます。以前、市田ひろみさんが、服装も環境であると言っておりました。いろいろな服装によって、社会を変えていくことができるという意味です。そういうことを聞いたとき、環境という表現はあまりにも広すぎて、淀川を考えると、治水、利水、環境と言われたら、河川公園のことが非常に気になるわけです。ゴルフ場が非常にきれいだという人たちがたくさんいます。整地した方がきれいだという人もいますが、私は自然に雑草の生えている方が心もなごみ、その方がよいと思います。河川には自浄作用があります。物理的な自浄作用もあるし、生物的な自浄作用もあります。そういう意味で、河川の水を飲む私たちとしては、河川の自浄作用を損ねないように、できるだけ自浄作用を活かした川づくりをして欲しいと思います。

そういう意味で、「環境」と言わずに、できれば生物をはじめ、川の砂や石がごろごろした自然も含めて、「自然」に変えて欲しいという気持ちがあります。そういう立場で、これからも話をさせて頂きたいと思っています。

1年のうち、300日は淀川に出ていますので、淀川に関してはどこに何があるかということ、漁師にも負けなくらい知っているつもりです。行くたびに、魚や貝類がいなくなったり、前にはいたのに、急になくなったりしています。生物は、ちょっとした水質の変化を死をもって知らせるという意味で、生物指標となっています。ありがたいなと思うこともよくあります。

最近、淀川の水がきれいになったという話がありますが、透明度はよくなったと思いますが、私は決してきれいになっていないと思います。昔は、砂地の川の中に入って泥が巻き上がっても、5秒もたたないうちに澄みました。ところが、最近は木津川でも一旦濁ると、透明になるのに1分、2分、或いはもっとかかります。腐泥が川底に溜まっています。ですから、表層水や中層水ではなく、底層水と、その水が接している底の泥、砂の辺りの水質検査をして頂きたいと思います。河川

はどんどん汚れています。見た目には水は透明ですが、川底は病んでいます。底生生物はどんどんいなくなっています。水生生物をはじめ貝類が激減しています。

そういう意味で、私は、河川を現在の3倍にして欲しいと思います。ヨーロッパで行われているように、河川の水を一度、どこかの公園に引き、そしてまた公園から川に戻し入れることができればと、あくまで希望ですが思っています。

生物の立場、特に水の中の生き物の立場から、いろいろと意見を言わせて頂きたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

川上委員(委員会・淀川部会)

省庁再編という言葉をお聴いたとき、建設省と環境庁と林野庁が一緒になったらよいなと思いましたが、別のところとくっつき、ちょっとがっかりしました。

私は、大阪に生まれ育ち、今から21年前に名張に引っ越しました。大阪にいるころは、よく外の人に、日本で一番まずい水を飲んでいると言っていました。上流に引っ越してから、今度は自分がその水を汚す立場になりました。そこで、これはちょっと考えないといけないと思ったのが、河川について考えるようになったきっかけです。

今、大阪に住んでいらっしゃる方で、三重県の木津川から水が流れてきているということを知っている方は意外と少ないと思います。私も全然知らず、琵琶湖からのみ流れてきていると思っていました。

そのようなことで、現在行っている活動をするようになりました。引っ越した当初の周辺は、開発一辺倒で、ひどい状態でした。現在伊賀地域の人口は18万人で、木津川流域には50ものゴルフ場があります。ゴルフ場1つあたり、3,000人の汚濁負荷が発生するとすれば、15万人の都市が流域にもう1つあることになり、伊賀地域には30万人を超える汚濁負荷があると一般的に考えられます。

一昨年から名張川を1年間調査し、昨年从上野地域の河川調査を1年間行い、木津川の汚濁原因は上野市にあるということがはっきりしました。しかし、公共下水道等の汚水処理ができ上がるまでは、今から取りかかっても20年から30年、或いはもっとかかるかもしれません。このまま放っておけないということで、私たちが水をきれいにし、下流の人たちに送ることができるように、或いは木津川に棲んでいるいろいろな生物がもう少し楽になるように、自分たちの手を汚して何かできないかなと考えています。

理念を語るのはいそいそよいのではないかということで、木津川上流工事事務所に、市民が関わられるような汚水処理場をつくってくれないかとお願いしました。そうしたら、面白いのでやってみましょうとの返答を頂き、伊賀上野の生活排水が木津川本流に流れ込む3河川のうちの1つに、

植生浄化を中心とした污水处理施設ができることになりました。これは暫定施設ですが、これから約7年間くらい、市民が手を汚して維持管理するというシステムができあがりました。

最近、お役人の顔がちょっと変わってきたように思います。どこの役所に行っても、お役人が市民の顔をもってきました。地域住民とお役人がパートナーシップで河川をよくする、いよいよそういう時代が本当にやって来たんだという実感をもっているところです。いろいろお話をしたいことがあります、最近のニュースをお話いたしました。よろしく願いいたします。

大手委員（淀川部会）

私は砂防が対象分野ということになっています。砂防はご存じのように、土砂害を軽減するのが一大目的ですが、皆さまはその言葉にちょっと戸惑いを感じるかもしれません。と言いますのは、昔は山の中での仕事が砂防でした。水源地対策として、崩壊地を緑に戻すということが主な事業になっていたわけです。

しかし、最近ちょっと変わってきました。土砂害に関する問題が大きくなってきて、かえって都市部の崖崩れ等の方に目が行きがちですが、現実としては河川の流域管理という話にもつながってくるかと思えます。

土砂の生産量をどれだけ抑えるかということが主な仕事でしたが、最近では森林の管理という問題、先程田中委員からご提案がありました、森林の保全等という問題が非常に重要です。ご承知のように、水なり砂なりが上流から流れてきて、下流にいろいろな影響を及ぼすということになるわけですが、その土砂の流出をコントロールするのが、我々の仕事であります。

最近、砂防ダムのため土砂が止まってしまい、下流に影響が起こっているという問題が言われています。昨年、大学入試センター試験に、ダムがあるから海岸の浸食が起こるといような問題が出されまして、建設省が抗議を申し込んだという経緯もあります。

このような立場にいますが、私はその中でも、もともとの崩壊した斜面、荒廃した斜面を緑に戻すということを専門にできています。各流域は50%以上の森林を抱えているということは、皆さまご存じの通りです。そこから流れてくる水量はもちろんのこと、水質ということも考えて頂きたいと思えます。

皆さまは、雨が降ったら森林がうまくコントロールしてくれることを期待されているでしょうが、実際はそのような現状にはないと私は見えています。森林面積のうち全国平均で40数%が人工林ですので、人工林という、いわゆる林業を基盤にした森林の取り扱い方、これが1つの大きな原因になっているということです。ご存じのように、林業自身は今や疲弊して、なくなったも同然の状態です。そういう問題が一方にありながら、森林所有者たちが、自分の森林の取り扱いを放棄してしま

っているのが現状であります。これらの点を考慮して、これからはもう少し考えを改めて頂き、もっとしっかりした森林管理をして頂くような政策に取りかからない限り、一切この問題は解決しないのではないかという危惧の念をもっています。

言いたいことはまだたくさんありますが、これくらいにさせていただきます。森林の重要性を認識して頂きたいと思います。

芦田委員長(委員会)

部会でもどんどんご発言下さい。

今本委員(委員会・淀川部会)

私は水の流れの勉強をずっと続けておりますが、河川は、道路のような人工公共財と比較して、自然公共財ということをよく言われます。しかし、よく考えてみると、日本の中下流部の河川のうち、手の加えられていない河川は殆どありません。堤防があるのは手を加えた証拠です。そのためにいろいろな問題が起こっているといえれば起こっているのですが、これを大部分の人が、河川管理が悪かったからと言います。しかし、河川管理というのは、河川をひたすらよくするものであって、河川を悪くしたのは住んでいる我々なのです。

ですから、例えば、先程の名張のお話では、名張に住むから汚染がおこり、滋賀県に住むから琵琶湖が汚れるのであって、やはり我々が悪いのです。しかし、住まざるを得ないから住むのです。河川管理者はどうしたらよいのか、恐らくこの委員会でいろいろな意見が出、また、地域住民の方の意見も聴き、以前とは違った視点で検討されるでしょうが、大した意見にはならないと思います。河川というのは、それほど選択肢のあるものではないからです。

私は委員会と淀川部会に、洪水防御の分野で出席します。現在、堤防は土でつくるのが原則とされていますが、実態は砂でできています。伊勢湾台風以来、日本には大きな台風が直撃していませんので砂の堤防でも何とか耐えています。恐らくそのうち鉄槌が下るはず。やはりその辺りの備えも環境と同様に考えて頂きたいと思います。

有馬委員(淀川部会)

今からおよそ30年昔、淀川の改修に伴って葦原が壊れるので葦原の保存を求めて淀川工事事務所へ出かけたことがあります。そうすると、建設省から、葦原は建設省がつくっているのだから、建設省が壊して何が悪いのかと一喝されました。このような時代がありました。本日のこの雰囲気と比べ、何と変わったものか、隔世の感があるなと感激しておりますが、そんな暢気なことも言って

はおられません。

淀川の河川公園、その中でも野草公園と言われるところで、ここ20年来、自然教室を開いてきました。はじめの数回はたくさん生き物を見つけましたが、その後、子供たちが淀川の野草地区へ来て見つけるのはバッタばかりです。せっかく淀川までやってきたのに、その辺りのグラウンドや野原にいる生き物しかないのか、淀川が淀川でなくなってしまうという感が、この頃、非常に強くなりました。

淀川の草を食べる会というのもやっていますが、近頃はその会を催す場所さえなくなった、即ち、食べられる草もなくなってきたという状態です。最近、絶滅危惧種に植物が何種類か追加されましたが、淀川でいう限り、私は七草の筆頭に挙げられるセリを絶滅危惧種に指定しないといけなという感をもっています。セリがないのです。それどころか、その辺りの湿地の植物が殆どなくなりました。

私の願いはたった1つです。淀川へ出て、淀川を本当に感じられるような草むら、河原、それが欲しいということです。しかし、それが簡単につくれないのです。つくろうとすると、お話のありました経済の話、砂防の話等が、いろいろと絡まってきますので、淀川の河原だと実感できるような自然を作るのは難しいと感じています。皆さまにいろいろ教わりながら、何とか命のあるうちにそれが実現できるようにと、そればかり願っています。よろしくお願いします。

村上委員（琵琶湖部会）

こういう場に立たせて頂いて、大変責任のある仕事だと、重く受け止めています。住んでいる人の命、そしてそこに棲む生き物の命、そういうものを握っている仕事だと感じています。そこで、私がこの会議に関わる上での思いと、こうしていきたいということを述べさせていただきます。

先ず、今回の河川法の改正で「環境」がさらに追加されましたが、その背景には、今まで地域住民代表の方や行政の方等、たくさんの方のいろいろなご苦勞があり、ここまで来たと私は受け止めています。しかしその先にあるものは何かと考えたときに、先程おっしゃった方もいらっしゃいましたが、この場でどんなに議論を詰めたところで、完全な計画はできないと考えています。

私は地域の特性に詳しい委員としての参加ですが、地域住民の代表ではありません。今までのやり方は、治水、利水という視点にしる、環境という視点にしる、基本的に単なる利用者として地域住民を見ていたような気がします。

先程、住民参加型で河川の浄化を行うという話も紹介されましたが、そのように住民が利用と同時に管理をしていくという、本当に昔の人たちがやっていたような感覚が大事なのではないでしょうか。但し、昔のやり方が一番というわけではなく、これからのやり方をどうやってつくるかだと

考えています。ですから、治水、利水、環境というのは評価の軸でしかなく、これからは価値観も地域住民の人たちがつくっていくものだと思います。これらを構築しながら、管理、利用するということを、今後どうつくっていいのかを特に考えたいと思っています。

今後の議論のことですが、委員の方々の名前を見ますと、琵琶湖部会の場合、河川管理者の立場にいらっしゃる治水関係の方等が、特に少ないという印象を受けます。今までそういう立場でやってきた方々との対話が本当にとっても重要だと思っています。半分喧嘩腰みたいなことになるかもしれませんが、そういう対話を繰り返すことでお互いの理解が深まると思います。本日も昼食を頂いた際、委員は委員で、行政側の方とは別に食べていたのですが、懇親会等をできるだけつくって頂き、行政の方ともフランクにお話ができる機会をつくり、そして、このような公の場ではきちんとした話ができるような形でやって頂きたいと思っています。

それと、これは大それた話かもしれませんが、できるだけ現場に近いところで議論がしたいと思っています。例えば、琵琶湖部会の場合だと、本当に川のそばをまわってみる等、その川を見ながら話をするという形もできたらよいと思っています。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私に与えられました対象分野は、環境教育ということになっております。よく見ましたら、私1人だけがこういう分野を頂いているのですが、これまで半数の委員からお話を伺い、各々の委員は環境教育の実践者であると心強くいたしました。

私の本来の専門は、水系での生元素、生物が構成している元素がどのように循環しているか、それが発展して赤潮との研究につながるという、そのような研究をしています。以前いた大学の関係で、少し教育にも関わったので、恐らく環境教育という分野になったのだと思います。

そこで、私はやはり環境教育について少し述べる必要があると思い、少しメモをいたしましたので、そのメモを簡単に読み上げたいと思います。

私の職業柄、学生たちを湖に連れて行きます。そこで、湖沼学の基本のようなことを一緒に勉強していきます。その時に毎年、学生に利き水会というのをやってもらいます。私がペットボトルに用意いたした蒸留水、水道水、それから彦根で湧き出ている名水百選の水、ミネラルウォーター、琵琶湖の水、その5種類を入れ、飲ませると、学生はどの水がどの水か一切わからないのです。正解回答率は20%、5分の1くらいです。蒸留水はまずいということくらいしかわかりません。

学生たちのうちの殆どが、琵琶湖の水が飲めないと思っています。そのようにしてしまったのは私たちです。これは非常に問題だと思っています。

例えば、阪神大震災がこれからも起こらないとは限りません。そのとき、自分の生活を自分で力

強く生きていくのだという教育が今、欠けていると思います。そういう教育ができる場を、河川に求めて頂けるとありがたいと思います。

記憶があやふやですが、河川整備は国家百年の計であると聴きます。まさに100年後の河川を見守るのは、今の子供たち、或いは孫かも知れません。そういう人づくりが大切だと思います。学習というの、百年の計だと思うのです。学習をやらない限り、100年後の河川は見えてきません。

「猪名川事業概要2000」というパンフレットが手元にあります。左に子供たちが川に入って何か楽しそうにやっている図があります。しかし、これではまだまだ駄目だろうと思います。これは、川に入って何かをしようとしているところです。魚つかみかもしれませんし、ベントスを採っているのかもしれません。私は、河川との付き合いは、これではないと思います。河川で何かをやるというのではなく、河川から何かを見つけようといいますが、学ぼうということが大事だと思います。その中で、河川の多様性、或いは子供たちの生き方の多様性、それを自分たちで感じ取って、複雑な世の中を生き抜いていけるのだらうと思います。

そういう意味においては、子供たちが五感で感じ取れるような河川づくりをやって頂きたいと思います。即ち、川に近づけるような川づくり、川と遊べるような川づくり、そういうことをやって頂くと、多分、100年後には、河川行政は随分と明るくなるのではないかと思います。そういう人が、今、河川管理者の席に座って頂いているならば、本当に万々歳になると思います。

松岡委員（琵琶湖部会）

この席では珍しいと思いますが、私は漁師です。琵琶湖で3代目をやっています。荒っぽい言い方をして、上手く皆さまに伝えられないかもしれませんが、ご了承下さい。

私が漁師をやる少し前、私の父の代までは魚がたくさんいました。琵琶湖の周りがそうだったので、淀川やいろいろなところにはたくさんの魚がいたと思います。それが今、漁師では生活していけない状況が起こってきています。林業が衰退し、森林が何らかの影響を受けているためと思います。

私は琵琶湖の北の方に住んでいますが、かつては3,500人くらいいた琵琶湖周辺の漁師が、現在、消えかかっています。生計を立てていくならば、違反漁業をするしかないような状況にまでなっています。琵琶湖総合開発事業で、ある程度予測はされていたと思いますが、それ以上に何らかの影響があったと思います。いずれ、皆さまにも返ってくるのではないかなと思います。

林業に従事する人の人数は少ないので、世間に訴える力が弱かったのだと思います。琵琶湖の漁師もそうです。皆さまが真剣に関わってくれないと、恐らく琵琶湖の生態系に変化が生じ、いずれ皆さまのところに返っていくのではないかと思います。

昭和50年代に、多摩川に琵琶湖のアユをもっていったことがあります。多摩川の府中の辺りだったと思いますが、琵琶湖のアユを水槽でもって行って放流したときに、魚が棲める状態ではなかったためかもしれませんが、アユは水の中でなく、岸の石の上に転がり上がりました。全部死んでしまいました。それが最近、ここ何年か前ですか、多摩川を一生懸命によくしてくれて、魚が棲める状態になっています。

琵琶湖の魚が減っているのは、1河川のためかもしれませんが、いろいろなダム工事のためかもしれませんが、真剣に取り組んだら、何とかよくなるような気がします。東京の多摩川でさえきれいになったのですから、琵琶湖に同じような動きがあれば、魚が帰ってくる状態にできると思います。

今、琵琶湖の変化が何らかの形で起こっている、警告だと感じてもらえればよいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

私は滋賀県琵琶湖研究所に勤めていますので、琵琶湖の研究に関連する情報をなるべくたくさん、いろいろな形で提供し、かつ、皆さまのお話を伺いながら、課題として客観的なデータを、今後どう取っていくかということを考えながら、参加させて頂きたいと思っています。

また機会があれば、具体的な内容についてご紹介できるかと思いますが、本日は、これで挨拶とさせて頂きたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は滋賀県の比良山麓で育ち、現在、びわ湖自然環境ネットワークというNGOの団体代表をしています。この団体は昨年まで、環境や自然に関わる約37団体が参加していました。21世紀になって、形態を少し変え、現在は個人加盟の団体で68名くらいの参加者がいます。

私が、生まれ育った地域は非常に環境がよいところで、比良山がたいへん四季感を感じさせてくれました。夏になると琵琶湖で泳ぎ、足でシジミが採れました。本当に澄み切って、魚もたくさん泳いでいたという環境でした。しかし、そのような環境であったのが、人生を半分ほど生きてきた中、非常に汚れてしまったということが、私の環境に対するこだわりになっていると思います。

これは行政だけの問題ではもちろんありませんが、世界の動きはもうダム等を壊していつているのに、日本の場合はまだダムを建設しています。滋賀県の場合も、直轄だけをみると、ダムは2つしかないわけです。しかし、全体でみると8つのダムが進んでいます。滋賀県と農林水産省が永源寺第2ダムの整備を進めていますが、この地域は本当に清流のきれいな場所で、どうしても自然のまま残しておきたいところです。

ダムに対する考え方等、世界から取り残されている、遅れている部分を、この淀川水系流域委員会でどれくらい取り戻せるか、大げさに言えば、歴史的使命があると感じています。

大したことはできないと思いますが、皆さまと一緒にやっていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

川や湖の魚関係をこれまで研究してきたのですが、生物を研究してきた人間は、時間に対して非常に奇妙な考え方をもっています。例えば10年の間に、仮に15分間、空気中の酸素がなくなったら生物は全て死にます。従って、ある短い時間というのが非常に大事であるというのが1つ考えられます。

一方で、生物が1つの性質をきちっと変えて、種が変わるのに、今まで知られている一番短い時間は、3,000年から4,000年です。今度は逆の言い方をすると、100年、1,000年というのは一瞬です。

このような2つの見方をどうしても取らざるを得ません。そういう両方の時間軸の中で、自然のことを考えていくというのが、私の考え方の根拠になっています。

皆さまが、今までおっしゃったことは、どれもこれも、殆ど全部がその通りだという気がしました。このような妙な言い方をしますのは、流域は全部流域圏として考えなければならない、これはまさにその通りです。

例えば、今年11月に世界湖沼会議が天津の近くで開催されますし、2003年3月には京都を中心に世界水フォーラムが行われますが、その辺りでも、流域を全体として考えていかなければいけないということは非常にはっきりしているわけです。逆に言うと、現場がどれほど大事かということがありまして、流域圏だけであれば話にならないわけで、流域圏と同時に非常に狭い現場まで考えなくてはいけない、ある意味では、時間と同じようなことがあると思います。

もし、国が川や湖に関するものを一元化して全部管理することになったら、私はいけないと思いますし、怖いです。そういう意味で、各々、部分がある程度もっているということ自体にも、私は意味があると思います。ですから、この委員会、或いは部会の中で、全体のことを考え、その中で問題全体としてのいろいろな提言は必要かもしれません。しかし、部分についてどうであるかという議論も、はっきり言わなければならないのではないかという気がしています。

個人としては、このような考えをもって委員会や部会を、皆さまと一緒に考えていくことにさせて頂ければと思っています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

設立会から様子を伺っていて、一番強く感じましたのは、近畿地方整備局が大変な変わり方をしたということです。以前ならもっと簡単にできたのに、このような手続きを踏まえるのは大変だろうなと非常に強く感じました。

私は昨年秋まで農学部の実任者として大学改革を指揮していましたが、これは大変でした。心身ともに本当にくたびれてしまい、大学以外のことには関与できなかったのが、本日ここへ来て、世間も大きく変わっているのだなと、浦島太郎のような気分でお話を伺っていました。

対象分野がいろいろ書いてあり、私は農林漁業分野になっています。これまでに2人、漁業関係の方がいらっしゃったと思いますが、いずれも私から言わせて頂くと漁業関係ではなく、魚関係です。漁業をやっている人がいないのか、これは私が全部カバーしなければならないと意気込んでいたのですが、先程、松岡さんの息子さんの方が委員になって頂いていることがわかったので、正直、ほっといたしました。

私の対象は農林漁業ですが、実は京都大学の水産学科を出た後、大学院では農林経済を専攻していました。ですから農林漁業の分野になったのかもしれませんが。私は農業、林業は多少勉強していますが、それほど知りません。むしろ、知らないと言った方がよいと思います。水産経済学を専門にしています。従って、漁業に関わる、つまり河川、湖、海が漁業にどう影響を与えるかということに実はウェイトがあります。

以前、猪名川流域の一庫ダムの建設の際にも、漁業に対する影響調査を行いました。藻川の辺りも歩きましたので、お話を伺っていて、懐かしいなあと感じていました。滋賀県についても6つか7つくらいの河川の改修等に関わり、最後は補償の問題まで関与しました。それがもとになって、漁業補償の鑑定屋のような仕事も随分しました。

このような意味で、漁業についてフォローできるのは2人だけかと思っています。他にもいらっしゃるかもしれませんが、どうぞよろしくをお願いします。

川端委員（琵琶湖部会）

現在、京大大学生態学研究センターで、水域のプランクトン、細菌、或いはもっと細かなウイルス等の微生物のダイナミクスについて研究を行っています。私の場合にはむしろ、現場を調査するというよりも、人為的に生物群集を作り、その生物群集が全体として、集団としてどういう機能を発揮するのかという観点からいろいろ調べています。

その中で1つわかりかけてきたことは、多種多様な生物がいれば水のもつ機能が変わってくるとことです。多種多様な生物がいれば、水がよい方向に変わる傾向があります。例えば、その1

つに、水が酸性化に対して非常に抵抗力をもつ、或いは一旦酸性化しても元に回復する力が強いということがだんだんわかってきました。このような実権結果や、以前、ダム湖、河川、内湾等で行った生物と水質の相互作用の研究結果も併せて考えてみると、たくさん生き物がいれば、それだけその生き物に物質が移り動いていくわけですから、水自体がきれいになる可能性も強いのではないかと思います。そういう意味から、水の中にいろいろな生き物が棲める河川ができればよい、或いはそのような河川に少しでも近づけるよう、いろいろな観点から携わっていきたいと思っています。

もう少し直接的な希望を言いますと、素足で入れる河川ができれば素晴らしいと思います。私は川の端で生まれたので、多分、川端という姓がついたのではないかと思います。幼い頃よく素足で川に入りました。素足で河川の中に入ったときのあの気持ちのよさは今でも忘れられません。最近、ストレスがたまっているせいもあり、お風呂に入る機会を積極的につくっています。浴槽の下に砂か石が敷いてある風呂が一番好きです。体に伝わってくる水と砂や石の感触が体も精神も非常に生き生きとさせるのです。川の中に入ることも同じ喜びです。ですから、まずはきれいな水の流れている河川を作らないと駄目ではないかと思います。

日本全国全ての河川についてそのような取り組みをしたら、多分、いろいろな意味で破綻すると思います。ですから、先程のダムのない河川を1本でもよいからつくって欲しいという意見に似ていますが、せめて、例えば10キロ程度の河川でしたら、海の河口、或いは湖の河口から源流まで、素足で歩いていける河川をモデルケースとして1つつくって欲しいと思います。

20年、30年の長期スパンで、河川をどうしたらよいかと考えるときに、これからの子供たちがどう考えるかが重要になってきます。子供たちがあるべき河川の姿を考える時、良くも悪くも現在の河川の姿が出発点になるわけです。下手をしたら、全く河川と関わる経験もない子供たちが増えてきて、現状の河川が当たり前になってしまうかもしれません。河川で例えば、沐浴する、野菜を洗う、喉が渴いたときには川の水も飲んでしまうといったことに関わる機会も全く無くなってしまいうでしょう。現在消滅してしまった河川の多面的機能がたくさんあると思います。それを表面にきちんと表現できるような河川をモデルとして1つつくって頂けると、大変ありがたいと思います。そうすれば河川のよさがもっと直接的に将来に伝わるのではないかと思います。モデルとしての理想河川を作ることによって、例えば河川を生かした、河川に生かされた土地利用や、流域に住んでいる人の水処理に対する個人の努力等が価値あることとして実践されてくる可能性があるのではないだろうかという、妄想に近い考え方を抱いています。

鷺谷委員（委員会）

私は、関東の方から参加させて頂いております鷺谷と申します。帰りの電車の時間が近づいてき

ましたので、先に一言だけご挨拶させて頂き、失礼したいと思います。

私は植物の生態の研究をしています。先程、淀川が淀川でなくなったというお話がありましたが、私も河川から河川がなくなったということ、とても強く感じています。湖からは湖がなくなっているのですが、このようなことがここ10年くらい、とても加速してきているような気がします。

例えば、多摩川には、多摩川のシンボルであるカワラノギクという植物があります。この10年間に、株数でいったら恐らく何万分の1、もしかしたら何10万分の1くらいに減ってしまっているかもしれません。アサザという霞ヶ浦のシンボルになっている植物がありますが、これは、5年間で群落面積が10分の1くらいになっています。

それと、先程、松岡委員より漁師さんのお話がありましたが、霞ヶ浦でも全く同様に、奈良時代以来続いてきたワカサギ漁がもうできなくなってしまい、網を打ってもかかってくるものは、ペヘレイとかアメリカナマズだけになってしまっています。

今、是非、やらなければいけないことは、あるべきものを取り戻すために、力を合わせることではないかと思っています。住民参加という言葉もありますが、協力して働くという意味の「協働」がとても重要ではないかと思っており、霞ヶ浦ではもう既にそのようなことがはじまっており、国土交通省もたいへん積極的に取り組んで下さっています。直立護岸で囲まれてしまい、プール状になっていますが、そこに植生を復元していくような研究や、実際の工事もはじまっています。

私は、関西の河川のことはあまり知らないのですが、関西の河川、或いはその河川に関する知恵をおもちの方がたくさん集まっていられるので、この委員会で学ばせて頂き、関東の水辺にも役立てたいと思います。何かお役に立てることがあったら、関東の経験等をここで紹介させて頂けたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

文化人類学、或いは社会学という分野が専門で、1970年代はじめから地域歩きをしておりまして、アフリカ、アメリカ、日本と3つのフィールドを歩いてきました。先ず申し上げたいのは、先程三田村委員がおっしゃっていた、「子供たち」という言葉が重要なキーワードになるということです。各工事事務所のパンフレットを見ても、表面ばかり飾っていて少し違うのではないのかと思いました。それに付け加え、川端委員がおっしゃった、「身体感覚で関われる」ということが大変大事ではないかと思っています。

私には、今2人の子供と1人の孫がいます。2歳になる孫を見ていて、子供たちがどう周辺環境の認識を深めていくのかを観察すると、やはり五感が大事です。現在言われている環境教育は、どちらかというとプログラム化して、「ここに魚がいるよ、ですからつかみましょう」という形です。

しかし、子供が本当に楽しいのは、いるかないかわからない、それを発見することから始まると思います。

その観点から、実は琵琶湖周辺での遊びについて、小学生、その両親、その祖父母、6,000人のアンケート調査、3世代調査というのをやりました。そうすると、今の子供たちも、プログラム化されていない、いるかないかわからない魚をつかんでみたいという希望が大変強いことがわかりました。ですから、行政としてあまり事前に計画をしてつくりこんで欲しくない、プログラム化して欲しくない、これは親として、或いはおばあちゃんとしての願望です。

もう1つは、少し理屈っぽいことになりませんが、皆さまのお話を聴いていると、水と人間のかかわりに関して3つの価値観があると思っていた、その思いを一層強くしております。

1つは、近代技術にかなりの信頼を置きながら、技術と制度で対応をとっていこうというものです。そもそもそれで国土交通省、或いは土木工学等も近代技術から成り立っています。それに対して、紀平委員のお考えのように、やはり生物の命が大事だ、命のことを考えて欲しいという自然保護の考え方があります。この2つに加えて、松岡委員の琵琶湖周辺のいろいろな出来事を聴き改めて、3つ目の価値観をとりあげたいと思います。

つまり、1つ目を近代技術主義としたら、2つ目は自然保護主義、それに対して3つ目を私たちは生活環境主義と申し上げています。これは村上委員もおっしゃっていましたが、利用しながら、使いながら関わって守っていく、或いは人と人、人と生き物の関わり、つまりコミュニケーションを大事にする、魚ともコミュニケーションをとるし、森ともコミュニケーションをとる、そういう自主的管理の方法もあるかと思えます。

2、3日前に、四万十川のあるおじいさんのドキュメンタリーがNHKで放送されていました。そこでおじいさんは、四万十川でアユを採り、山でシシを捕りながら、最後に、82年間、「川と山で遊ばせてもらった」と言っていました。自然と深く関わるとは、彼にとっては「遊ぶ」という言葉だったのですが、それがとっても心に響いています。

心に響いている言葉でもう1つ、水俣で出会った女性の漁師さん（杉本宋子さん）ですが、大変な有機水銀の被害を受け、一時期は寝たきりで体が動かなかった身なのですが、あるとき、次のように教えてくれました。

「柿の木には最後に実を3つ残さないといけないと、自分の親から教えてもらいました。1つ目は先ずその木のために残す、2つ目は神様のため、3つ目はカラスのために残す、それが自然のかかわり方だ、そういう気持ちで自分は漁師をしている。」

この辺りのところが日本的な自然観の特色だと思います。自然の管理技術の伝統をたどってみますと、3,000年、4,000年のローマ文明まで遡ります。その工学的技術が、近代日本に入ってきていま

す。それに対して、日本人の少しアニミズティックな流れは、インド、東アジアのモンスーンから入って来ています。それをかなり意識しながら、日本はどうしていくのか、これから100年くらいを考えないといけないのではないかと思います。

これまで行政は、ローマ文明的な、管理して保護するという立場が強かったのですが、本日のお話をいろいろと聴いていると、松岡委員が琵琶湖と関わりながら漁師をしてきた、その部分等が大変大事であると思いました。これから意識的に、アジア的な水の文化を取り戻さなければならないのではないかと、それはこの11月に滋賀県で開かれる予定の世界湖沼会議を始め、例えば2003年に開催予定の世界水フォーラム等のときに、日本人が独自に主張できる部分ではないかという気がしています。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、山の上から川の出口までの土砂の移動現象、要するに侵食、輸送、堆積、それに伴う河川の変化を仕事としてやってきています。最近の川づくりで、我々がこれだけは念頭においておいた方がよいのではないかとということをお話させていただきます。

現象が一方向に進むこと、例えば、川の砂が一方的に細くなる、或いは一方的に粗くなる、或いは川に植生がずっとはびこり続ける、生物が固定化される、そういったことをなるべくなくし、少し河川に変化をもたせるような川づくりが大事ではないかと思っています。そのための技術的な裏付けについて、現在一生懸命勉強しているところです。そういった立場で委員会、部会で発言していきたいと考えています。

それから、少し生意気かもしれませんが、今まで皆さまのご意見を伺っていると、バックグラウンドが多種多様で、皆さま、大変立派なことをおっしゃっています。そういうものを私共が今もっている、或いは将来築いていかなければいけない技術にどう反映できるかを一生懸命考えていきたいと思っています。すぐに壁にぶち当たるのではないかと考えてますが、努力したいと考えています。よろしく願いいたします。

井上委員（琵琶湖部会）

私は大津で生まれ、その後、琵琶湖のそばで、琵琶湖で遊ぶスポーツを提案して生活しております。琵琶湖から大阪までダイレクトに、2日ほどかかってカヌーで下れるような河川になれば、より多くの人たちが河川に関わって、何か考えて頂けるのではないかと思います。

また、水遊びは健康にいいと思います。子供を含め、一般人の方はいろいろな形でストレスがあると思いますが、河川のそばに立てば多分気持ちがよいでしょうし、琵琶湖の湖岸に立てばもっと

気持ちがよいだろうと思います。気持ちよいというのは健康によいことです。

河川には治水、利水の機能があると思いますが、より多くの人たちが河川に接し、健康で、そして長生きできるようになれば、河川の値打ちも上がると思います。やはり、河川に接する時間をいろいろな形で多く取ってもらいたい、そのような考えで河川整備計画に何か提案したいと思っています。

吉田委員（委員会）

私は、生まれは千葉県の利根川流域です。仕事上関わった河川は、石狩川・千歳川、長良川・徳山ダムのある木曾三川、それから吉野川第十堰ということで吉野川、球磨川・川辺川といった大型公共事業のあるところばかりに関わりました。従って、比較的都市の中にある川には直接、現場を知らないこともあります。そのような面では、部会委員のように、現場での詳しいことについての貢献はできないかもしれません。

新河川法には、環境という柱と住民参加という柱の両方あると思いますが、住民参加、或いは市民参加という部分については、ダム審議会があったり、住民投票の動きがあったり、いろいろ試行錯誤の段階で、まだこういうのがよいというものができている段階ではないと思います。そういった意味で、今回の淀川水系流域委員会は情報公開の仕方についてもいろいろ画期的なところがあると思います。そういった面で、今までやってきたことを、多少なりとも参考にさせて頂き、新しい河川づくりのモデルにできればと思っております。

尾藤委員（委員会）

私の対象分野はマスコミとなっています。私は大学でマスメディアについて研究していますが、はじめて委員のお話を頂いたとき、どういう形でお役に立てるのか、よくわからない部分がありました。この委員会については私個人の問題として考えていかなくはいけませんし、考えていきたいと思っています。直接、皆さまが今までお話しをされたような形で、具体的に淀川水系流域の問題について、対象分野がマスコミという人間が、どういう形で関わることができるのか、直ぐにはわからない部分があります。

私自身は、長い間ある新聞社の記者をやっていました。そこを辞めて、社会人から大学教員に応募しました。その新聞記者時代の半分以上は環境問題を担当しており、当時、私をはじめましたときには、まだ1960年代の高度経済成長期にあり、それに対比するような形で企業、行政を告発する住民運動が噴出した時代でありました。それも、水俣病、四日市の大気汚染、イタイイタイ病、或いは大阪の主婦の母乳から世界最高濃度のPCBが検出された等、そういう古典的な時代からスタ

トいたしました。

先程から、「隔世の感がある」というお話が何回か出ておりますが、例えば、当時は「研究者」という言葉はあまりなかったと思います。行政側の学者、地域住民側の学者と分けられていて、その間に悩める学者の人たちがいたという状況だったと思います。一体、学問は誰のために、何のために研究されているのかということが随分問われました。ですから、私も住民運動の中に取材で入り、なかには記者と全く関係なしにいたこともあります。そういう意味で、隔世の感というか、私も年をとったんだと思って聴いていました。

滋賀県では、17年前に第1回世界湖沼会議が開かれました。その時にたまたま、滋賀県に行かないかという話がありました。滋賀県に何があるかと問いましたら、琵琶湖がある、武村県政があるという答えが返ってきました。私はその2つを記者として追えば、滋賀県も面白いと思い、滋賀県の方に移り、そこで、第1回世界湖沼会議を追いました。

そのときに、確か副読本としてつくられた琵琶湖の歴史に関する本あったという記憶があります。小学生か中学生を対象にしたものだったと思います。その中で、例えば、明治時代、いかに琵琶湖の水が美しくてきれいで澄んでいて、皆がそれを直接飲んでいたという後に、下水道の普及とともに琵琶湖の水は汚染されていったというフレーズがありました。その後、別の取材をしているときに、何回かそのフレーズが私の頭に蘇ってまいりました。

つまり都市化、近代化というものとともに、琵琶湖の汚染が進んだ、その汚染を代償にして、富というものを築いていったのだと思います。私は3年程滋賀県に管理職的な立場で行ったのですが、琵琶湖研究所初代所長のところに何回かお話を聴きに行ったりしました。生態学という言葉も、その頃はまだはじまったばかりの頃でした。

本日の会議に出席して、改めて、人間の富の蓄積や近代技術の進歩と、環境汚染の関係を思い出しました。武村さんも、私がいろいろ行政の問題点について喋っていると、「そういうことは今の若い役所の連中は全部わかっている、常識になっている」ということを何回かおっしゃったことがありました。先程から皆さまのお話を聴いていて、もう常識になってきているのだなと、多少思っております。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。これで一通り、皆さまのご意見をお伺いしたわけですが、時間を区切りましたので、もっと言いたいことはたくさんおありになったと思いますが、非常に貴重なご意見を皆さまからお伺いできました。これからの川づくり、河川整備計画を検討していく上で課題がかなり出たのではないかと思いますし、検討する方向性も大分出たなという感じがします。

先ずは、河川というのは河川周辺だけではなく、山地から堤内地、全体を含めたシステムの中で考えないと駄目だということです。これは水量でも水質でも両面から見てそうです。また、社会の変化、生活様式の変化に応じて河川も変化しているわけですから、システムの中の関連で捉えていけないといけないということを、かなりはっきりと皆さまが認識されていますし、提言されたわけでございます。

もう1つは、これから議論していく上で、共通の情報をもたないといけない、情報の共有化が必要であるということです。それには近畿地方整備局がもっている大量の情報を先ず、どんどん出して頂くと同時に、委員の皆さまがもっておられる情報、それからもう1つは、地域住民がもっている、その地域特性に応じた、より貴重な情報を、懇談会という形で吸収していくことが非常に大事ではないかと思います。委員会、部会の今後の進展に応じ、懇談会等を開催し、そういった情報も共有していくということが重要ではないかと思います。

もう少し、委員会、部会の進め方についてご意見をお伺いしたいところではございますが、時間も押し迫ってまいりましたので、この辺りで締めさせて頂きたいと思います。

今後の予定で、先ず3月中旬頃に次の委員会を開催したいと思っております。皆さまの日程調整が簡単にできないかもしれませんが、次回委員会でももう少し具体的にどう進めていくかを相談します。その後、部会を開いて頂くという段取りになるのではないかと思いますので、よろしくお願い致します。

今後も、かなり稠密に委員会、部会を開催することになると思います。開催場所も部会に応じて、地域の人が出席しやすい近くの場所を選ぶという配慮も必要ではないかと思っておりますが、それはまた、部会の方でご相談頂きたいと思います。

まだご意見はたくさんございますでしょうが、この辺りで本日は閉じさせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

川端委員（琵琶湖部会）

今の自己紹介で、殆どエッセンスが出た感があります。この考え方を共有して、委員会、部会等が開催されたときに突如として意見を出すのではなく、誰が、どのような考え方、どういう立場でものごとを考えているのかがわかると、このような場以外でのコミュニケーションも非常に取りやすくなります。私たち委員にはこの懇談会の記録は頂けるのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

本日の懇談会は議事録を取っていますね。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

はい、議事録を現在取っております。これをまた皆さまに確認して頂いた上で、正式に全員の方に配付させて頂く予定です。

芦田委員長（委員会）

それでよろしいでしょうか。

川端委員（琵琶湖部会）

はい。

芦田委員長（委員会）

それでは、これで合同懇談会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 恩地）

これにて、淀川水系流域委員会 第1回合同懇談会を閉会します。

お知らせがあります。この後16時から記者説明を行いたいと思います。記者説明をなぜ行うかということですが、委員長との話し合いで決まったからというのが先ず第1の理由ですが、実は、本日の審議骨子をこれから30分間でまとめ、委員長を中心にご承諾を得た後、ニュースレターに載せたり、ホームページに載せたりしたいと思っています。議事録は掲載するまでに非常に時間がかかりますので、まずは議事骨子をいち早くまとめて載せるために、記者説明を行うということもあります。

本日の記者説明には、記者の方がどれくらい来られるかはわかりません。ただし、今回からは、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、大阪府政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、これらの記者クラブにも議事骨子を電子メールで同時に配付しようと思っています。

また今後、様々な事務的な書類等を委員に送付させて頂くこととなりますが、よろしくお願いたします。時間のある方は、記者説明の方にもご参加頂ければと思います。

本日はありがとうございました。

以上